

実施計画書に係る意見書の意見の概要及び博覧会協会の見解について

1. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関すること

(1) 環境影響評価の項目に関すること

< 意見の概要 >

森林の現存量に関する調査(樹種別蓄積量、樹高、クローネ、葉量、成長量、林齢など)、水文学的調査(降雨、地表流水、地下水浸透、蒸発散、その他微気象について)、森林土壌調査、森林植生、森林土壌と水流出の関係に関する調査、CO₂吸収機能についての調査を追加すべき。

< 博覧会協会の見解(案) >

森林の現存量については、現存植生図や既存資料などをもとに把握するとともに水文や森林土壌関係の項目についても、地盤調査、生態系調査、土壌調査等の中で実施しました。なお、樹木の伐採によって生じる二酸化炭素吸収の減少量について把握しました。

中京大都市圏における都市開発と森林の減少、森林管理についての調査を追加すべき。

本環境影響評価は、事業の実施が周辺環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価するものであり、ご指摘の調査は、本環境影響評価の対象領域(事業者の責任の及ぶ範囲)を超えているので行いません。なお、会場候補地及びその周辺における土地利用の変化(山地自然地域・里地自然地域・平地自然地域)については、実施計画書第3章・3において概況を記載しています。

事業により予定地森林が改変された場合、周辺ならびに下流域にどのような影響を及ぼすかについての調査を追加すべき。

事業実施に伴う会場候補地及びその周辺の河川の流量・水質及び水辺環境の実態調査とそれに基づく改変の影響について予測を行いました。

環境要素に湿地を入れるべき。

通産省要領では、環境要素については「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」、「人と自然との豊かな触れ合い」、「環境への負荷」に区分されており、重要な湿地については「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」の区分の中で植物及び生態系を支えている地形・地質・地盤・土壌・地下水・表流水の環境の中での湿地として調査を行いました。

工事期間中は、篠田池へ入ってくる沢の状況を調べるべき。

会場計画や工事の内容等を踏まえ、計画の熟度が今後高まった段階で追跡調査の中で工事期間中の篠田砂防池に流入する河川の水量・水質・水辺環境のモニタリングを行ってまいります。

会場地域の地下水位の調査と合わせて「土地及び地域の湿潤や保水の現況調査」を実施すべき。

「土地及び地域の湿潤や保水の現況調査」については、会場候補地及びその周辺における流量調査と地形・地質・地盤・土壌・地下水・表流水調査の中で行いました。

地下水の湧水地点、湧水量、帯水層についての現地状況を把握すべき。

会場候補地の地形・地質・地盤・地下水の現状調査の中で地盤の中の地下水の状況について把握に努めました。なお、湧水地点、湧水量、帯水層については、地下水の使用の観点から調査を行いました。

湿地生態系の環境保全には水文学的調査は不可欠である。湿地生態系が分布する水系が全く独立した水循環であるのかどうか、隣接する流域の開発が湿地生態系に影響を及ぼすかどうか、予定地全体の地下水の循環構造がどのようになっているのかなどの事項が解決されるべき。

ご指摘の点については、湿地保全の観点から生態系における地形・地質・地盤・土壌・地下水・表流水との関係で水文学的調査を行いました。

下流域における水害の実態と原因、矢田川の流況ならびに水質に関する調査を追加すべき。

風水害等の危険度の予測値を示す、ハザードマップが作成できる調査が必要である。

洪水災害・土砂流出災害の予測調査が不十分である。

矢田川(瀬戸市内)において水質や流量の調査を行うとともに、必要に応じ既存資料等を用いて下流の水質汚濁の状況等についても調査を行いました。ただし、災害等については、環境影響評価法においても対象とされていないため、過去の水害状況等については必要に応じ博覧会の防災対策を検討する中でも考慮してまいります。また、ご指摘の趣旨については、博覧会の防災対策を検討する中でも必要に応じて考慮してまいります。

里地・里山の生態系における住民の営農及び生活に与える影響についての調査を追加すべき。

現地住民が建設工事中、万博開催中、その後、どのような影響を受けるかの調査を追加すべき。

地権者の方々につきましては、引き続き本博覧会の開催についてご理解とご協力が得られるよう誠意をもって努力してまいります。工事中、会期中、会期終了後の影響に関わる環境の状態については、追跡調査の中でモニタリング等を行ってまいります。

砂防ダムは既に満砂状態であったが、水質以外に、土砂の流出など川の状態がどのように変化するか検討すべき。

地形・地質・地盤・土壌との関係において、土砂流出状況について既存資料の整理を行い、対策や配慮事項について検討を行いました。

発破作業の実施が想定される場合は、発破作業に伴う粉じん、騒音、低周波音、振動及び動植物への影響を検討しておくべき。

ご指摘の事項との関係において、既存資料の整理等を行い、対策や配慮事項等について検討を行いました。

万博事業を催すにあたって、これらの保安林は解除されることが予想されるが、花崗岩のもろい土質であるので、保安林解除における安全性を調査項目に入れるべき。

保安林解除における安全性については、当該手続きの中で確認される事項であり、本環境影響評価の対象とはしていませんが、土地の安定性や土砂流出の状況については、本環境影響評価において地形・地質の項目の中で調査等を行いました。

Aゾーンに対する「人の入り込み」の影響を評価する項目が欠落している。

2,500万人の入場者数について、環境の影響を調査項目に入れるべき。

「人の入り込み利用」については、環境影響要因として設定し、騒音や植物、動物、触れ合い活動の場等の環境要素について影響の回避・低減の方策を検討しました。

A・B・Cゾーンのゾーニングの妥当性について、調査項目に入れるべき。

会場候補地のゾーン区分は、境界を定めたものでなく、それぞれの地形や植生を勘案し、自然環境保全・活用の概略の方向性として、平成7年12月の閣議了解に際して示されたものであります。本環境影響評価は、このゾーン区分を踏まえて検討した事業計画について調査、予測・評価、環境保全措置の検討を行うものであり、ゾーン区分自体を本環境影響評価の対象とするものではありません。

環境影響評価にはその土地の歴史社会的アクセスを加えるべき。

自然と地域住民との関わりを把握するため、自然との触れ合い活動の実態と歴史に対する認識について、アンケート・ヒアリング調査を実施しました。

道路公害が住民に与える健康被害について、もっと詳細に報告すべき。

道路公害が住民に与えると予想される健康被害について、報告書に詳細に記載すべき。

本博覧会に関する自動車交通に伴う環境影響については、関係機関と調整を行い、適切なアクセスルート等を検討した上で環境影響要因を設定し、調査及び予測を行い、実行可能な範囲での影響の回避・低減、環境基準との整合性、必要な環境保全措置、などについて追跡調査で対応してまいります。

既存道路との安全性や存在が書かれていないから書くこと。

工事時の交通渋滞は目に見えている。生活道路にどう影響するのか、生活環境の悪化も心配している。

ご指摘の本博覧会に関する工事中の交通安全や交通渋滞については、関係機関と相談し、ご指導も得ながら適切に対処してまいります。

候補地の真ん中を走る活断層である猿投北断層について、さらに活断層沿いの他の地域での調査が望まれる。

断層(土地の安定性)を予測影響評価項目に入れるべき。

環境影響評価法においても、活断層等の災害・安全に係る事項は含まれていないため、本環境影響評価での対象としておりません。なお、会場候補地内の猿投山北断層については、既存の調査により断層の位置や活動履歴などが明らかとなっており、その結果、約2万年前から現在までに約5,000年周期で計4回活動し、その最新活動時期は約3,300~1,900年前と推定されております。

日照についての項目を入れるべき。

本博覧会においては、周辺地域の住民の生活に日照障害をもたらすような事業は想定されないことから、対象項目から除外しました。

3事業に関して、環境経済的・財政的な観点からの事業計画の妥当性を評価する評価項目がない。

社会経済及び環境経済的観点からも事業計画の必要性・妥当性を評価すべき。

ご指摘の環境影響評価に環境経済的・財政的な観点を導入することについては、我が国において十分な議論がなされていないこと等から、環境影響評価に含めることは現時点で困難と考えます。

(2)調査、予測及び評価の手法に関すること

<ア> 一般的な事項(予測条件、評価手法等)

開発優先のゾーニング(A, B, C)の生態系に与える影響を考慮し、白紙に戻すべきである。候補地は全体を一体化して評価すべきである。

A, B, Cゾーンをセットとして総合的に評価する必要がある。

会場候補地のゾーン区分は、境界を定めたものでなく、それぞれの地形や植生を勘案し、自然環境保全・活用の概略の方向性として、平成7年12月の閣議了解に際して示されたものであります。本環境影響評価は、このゾーン区分を踏まえて検討した事業計画について調査、予測・評価、環境保全措置の検討を行うものです。

開催を前提とした環境評価でなく、海上の森がいかなる環境にあるのか正しく評価してくれることを要望する。

本環境影響評価は、瀬戸市南東部地区での開催を前提に調査し、自然環境の状況を適切に把握した上で、本博覧会事業が環境に及ぼす影響についての調査及び予測・評価など、必要な環境保全措置の検討を行うものです。

調査回数・年数が少なすぎる。評価にかかる時間が短すぎる。

環境影響評価の実施にあたっては、少なくとも2年以上の調査を行いすべてのデータは公表すべき。

確定した実施計画書に基づき、最低1年以上の調査期間を設けること。

調査及び予測手法の調査地点が少ない。地元住民と直接協議し、せめて10箇所は調べるべき。

日照、降水、気温等と動植物の繁殖との関係、菌類、微生物の活躍状況などとの関係を最低でも3ヶ年の調査が必要。

本環境影響評価は、会場候補地に係る既存の各種調査結果を精査しつつ活用するとともに、既存資料の補完の観点から必要な現地調査を実施することで効率的に行い、季節変動の把握や学識経験者の意見等も踏まえ必要な調査データの把握を行っており、十分であると考えております。また、菌類については、種の同定が

確実にできる研究者が極めて少なく、学問上、生態に関して不明な点が多いこと等により、実施計画書において外しております。なお、本環境影響評価の過程で得られた情報については、生物の保護に配慮するため、これに留意した記載とし、種の保全の観点から希少種のデータの公表は行いません。

騒音・振動の増大に伴う鳥類や動物への影響(逃避行動)について、予測調査と対策が必要である。海上の森の動植物の生息状況と、大気汚染や騒音・振動等の影響による現状との比較に係る科学的な分析や論証が回避されている。

近接する大学への騒音等の環境影響や植物・植生への大気汚染の影響について十分検討すべき。大気環境の調査は単に NOx、SO2 等の大気汚染ガスや SPM の影響のみを評価するのではなく、これらの物質の一部やこれらが酸化してできる酸性降下物の土壌・植生・水系等生態系への影響も評価すべき。大気調査に関して、環境保護と環境保全への配慮の相違を特記し、特に植生群落に及ぼす影響の測定の工夫を回答すべき。

著しい騒音の発生は、動物の生息環境に及ぼす影響が懸念されることから、会場候補地内の森林内においてもまず動物の生息状況を把握するとともに、現況の環境騒音の測定を行うこととしております。この結果や学識経験者の意見、類似事例等をもとに、騒音が動物の生息環境に及ぼす影響について予測・評価、必要な環境保全措置の検討を行いました。また、大気汚染の植物への影響として酸性雨の問題が指摘されますが、本県内の調査地点も含む林野庁の酸性雨等被害モニタリング事業(平成2～6年度)の結果によれば、現時点では、酸性雨等による森林衰退が生じていることを肯定する因子は抽出できなかったとされています。したがって、本環境影響評価の中で酸性降下物の調査については行っていません。なお、計画の策定に当たっては、低公害車の利用など、大気汚染防止に配慮してまいります。

夜間の人工的光による昆虫や夜行性動物の行動への影響について、予測調査と対策が必要である。ご指摘の点については、類似事例や学識経験者の意見等を踏まえて、照明の向き、赤色光(長波長)照明の採用、照度分布図等を作成し、必要な対策や配慮を行ってまいります。

海上の森は貴重な里山で、絶滅のおそれのある生物も数多く住みついていることから、アセスメントで厳しく調査すべき。

信頼できる正確な調査を行うべき。

ご指摘の趣旨を踏まえ、準備書作成に反映させました。

各種調査の調査地点を上之山町3丁目地内に設定すると共に、第3環状線による影響予測も対象に入れた環境影響評価の実施を要望する。

上之山町3丁目において環境アセスメントを行い、道路公害についての調査・報告及びその対応を詳細に報告して欲しい。

大気質及び騒音・振動に関する調査地点の選定については、博覧会事業に係る工事用車両の通行が想定される主たる通行経路上で行いました。なお、ご要望の点は愛知県にもお伝えしました。

活断層についての調査は、ボーリング、物理探査(反射法地震探査・重力探査)、トレンチ掘削の各方法を採用し、併用する必要がある。

会場候補地に関する活断層調査については、すでに愛知県において、ボーリング、トレンチ掘削、理探査の手法で行われたと聞いております。なお、環境影響評価法においても、活断層等の災害・安全に係る事項は含まれていないため、本環境影響評価での対象としておりません。

会期終了後の土地利用変化に伴う供用の影響も評価の対象とすべき。

会期終了後の土地利用に係る環境影響評価は、存在による影響として対象としております。

事業者が必要なだけの回避措置をとるのはむしろ当然のことであるが、その措置をとった上で問題となる影響があるかどうかを評価することが重要。

環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置の効果やそれを講ずるにもかかわらず存在する環境影響についてもできる限り明らかにしました。

予測については、定性的な予測となるのは止むを得ないとする。しかし、これまでのアセスメントのような具体的な対処に欠けるのではなく、対処法として具体的な事例及び案が明示され、施工の際の参考にできるものにする必要がある。

予測・評価に際しては、ご指摘も踏まえ、環境保全対策について検討を行うとともに、予測の不確実性が大きい場合などによっては、追跡調査を実施することとしております。

中心となるべき内容が不十分である。項目を詰め、調査の目的、予測の方法、評価の方法を入れるべき。ご指摘の趣旨を踏まえ、準備書作成に反映させました。

愛知県環境基本計画における「計画策定の視点」とどのように整合性があるのか具体的に記述せよ。評価を行うに当たっては、各種の環境基準とともに愛知県環境基本計画の目標等との整合性についても検討しており、その中に含んで検討しました。

環境基準(大気、騒音、振動、水質等)が古すぎる。もっと厳しい数値で進めるべき。

環境基準も新しい科学的知見を踏まえ改訂が行われており、騒音については、新しい環境基準(平成 11 年 4 月 1 日施行)の等価騒音レベルで評価しました。

<イ> 大気質

大気汚染の影響は、開発行為と無関係に処理する意思か。

博覧会開催時等における大気汚染の影響については、地域整備事業の影響も加味して予測・評価を行いました。

大気の調査地点が少ない。10箇所くらい測定すべき。

上之山町3丁目で大気調査及び予測を実施すべき。

本環境影響評価においては、これを効果的に行うために会場候補地に係る既存の各種調査結果を精査しつつ活用するとともに、既存資料の補完の観点から必要な現地調査を実施しており、調査地点については、学識経験者の意見等も踏まえ季節変動を考慮し、必要な調査データの把握をするため、適切な場所で行いました。

<ウ> その他の環境要素

光害の影響を予測評価するため、夜間の星の見え方など、現況の把握に努めた方がよいとする。

光害については、夜間の照明等による星の見え方や夜間の人工光についての対策、配慮事項等の検討を行いました。

<エ> 植物

植生調査によって判明、区分された各群落単位ごとの年間生長量の推定のため追加調査を要望する。

植生調査では、植物社会学的な調査のみならず、現存量把握のための調査を実施することとしており、既存の資料による補完により幹材積と成長量の推定を行いました。

コナラ・アベマキ林は、もっとも大きな影響を被る群落ですから、「注目すべき植物群落リスト」に追加し、評価の対象とすべき。

注目すべき植物群落リストの中に日本海側要素の群落、コナラ・アベマキ群落と水田雑草の群落が含まれていない。リストの追加を求める。

エビラフジ、コタチツボスミレ、スミレサイシンなど、学術上重要な意味を有している「注目すべき植物群落リスト」への追加を求めます。

海上町の水田群落は、ワレモコウ、ミズニラ、ミズオオバコ、アギナシなどが生育し、本来のわが国の田園風景を伝える希少な群落であるので、リストへの追加を求める。

注目すべき植物群落としては、希少性や固有性等の観点から評価されている植物群落のうち、調査対象地域及びその周辺での分布が過去に確認されている植物群落を対象として抽出したものであります。コナラ・アベマキ林は、里山の植生の重要な構成要素であり、その観点から調査・予測・評価を行います。既存資料及び学識経験者等の意見に照らし、当該地域において、希少性、固有性等の観点から「注目すべき植物群落」に該当するとは考えておりません。

本調査により該当水田域にイトトリゲモ、サガミトリゲモが確認されたため、「注目すべき植物種」として調査及び予測・評価を行いました。

また、エビラフジ、スマレサイシン、コタチツボスマレなどは、現地の生育状況から見てはっきりした群落単位とは認めにくいと、注目すべき植物群落ではなく「注目すべき植物種」として取り上げています。

里山の植生の評価が不十分であるので、カサスゲを含む湿原の調査、土岐砂礫層地帯のアカマツ林の遷移段階の調査、コナラ林を含む落葉広葉樹二次林の分布密度の調査、地質の違いに対応した森林の発達度をそれぞれ調査・評価すべき。

植生の群落区分は人為とのかかわりの歴史を示す植生の遷移段階や地質・水分条件など立地環境の違いによる様々な植生の形態的差異が反映できること、植生図化により当該対象地域の群落の分布とその立地環境との関係がより明らかにできることから、植物社会学的手法が適しており、多様な観点から植生の価値を評価しました。なお、植物社会学的な調査のみならず、現存量把握のための調査を実施することとしており、既存の資料による補完により幹材積と成長量の推定を行いました。

植物・植生調査手法について、毎木調査、植物社会学的手法とも、補完のための調査区は全域を調査すべき植生図のスケールは、1:5000 から 1:1000 まで精度を上げた方が良い。

植物の保全する場所をさらに細かく分類すべき。

植生の調査については、実施計画書に記載した現存植生図でも明らかなように、既存調査により詳細な植生図が作成されていることなどから、本調査では、一部の補完調査で足りるものと判断しました。

また、環境影響評価における植生図の縮尺については、1:5000 程度が一般的(「自然環境アセスメント技術マニュアル(自然環境研究センター 1995 年)」)とされており、本環境影響評価の調査対象地域が会場候補地全域の 540 ヘクタールという広い範囲に及ぶこと、活用すべき既存の植生図の精度が 1:5000 であること等から判断し、本調査において作成する植生図は 1:5000 が妥当であると判断しました。

地質特性と植生の関連性を評価しうる項目立てが必要である。

土壌(表土)の調査の中で、地形・地質及び植生の状況に応じて既存資料における調査地点以外に 4 5 地点程度の調査区を設定し、試行断面調査、土壌調査を行い、その取りまとめに当たっては、ご指摘の趣旨を踏まえました。

伐採により残す木の本数は、木の群としての風、日光等に対する耐力を調査する必要がある。

伐採により残す木に関する木の群としての耐力についての調査は、現地での実験調査が必要であり、調査による影響が大きいことから、実施することは考えておりません。

半年で 2,500 万人もの参観者による植物の踏み荒らし等環境への負荷の増大について、予測調査と対策が必要である。

人の入り込みによる影響については、植物、動物、景観及び触れ合いの場において、それぞれ予測・評価等を行いました。

菌類が動物や植物に並ぶ大きなグループであることを確認すべき。

海上の森の再生は、菌根菌の活動がもたらしたのではないかと、多くの林学研究者の研究結果が取り入れられていない。この点について、県は無視したままだが、協会も同じ立場か。

菌類について、協会の主体的な確認措置とアカウントビリティを求める。

蘚苔類・菌類は、種の同定が確実にできる研究者が極めて少なく、学問上、生態に関して不明な点が多いこと。さらに、菌類では多くのもので分類すらなされていないのが実態であり、環境影響評価の項目に入れることは実際上非常に困難であると言わざるを得ないことから、実施計画書において蘚苔類・菌類を外しています。

<オ> 動物

鳥類の繁殖期を含んだ長期間の調査が再度必要。

既存資料の活用やそれを補完する現地調査により予測・評価等に必要な情報は得られているものと考えております。また、詳細調査を実施した種について予測の検証のため、追跡調査を実施してまいります。

鳥類調査には第三者の専門家が立ち会うべきであるし、生データも公表して市民や自然保護団体の意見を聞くべき。

学識経験者のご意見を聞き調査を進めており、第三者の専門家の立ち会いは行っていません。

また、本環境影響評価の過程で得られた情報については、生物の保護に配慮するため、これに留意した記載とし、種の保全の観点から希少種のデータの公表は行いません。

鳥類については周辺地域も含めた行動調査を実施し、当該種にとっていかなる役割があるのか調査すべき。
(繁殖場所、採餌場所等)

注目すべき動物種のうち詳細調査の対象種であるオオタカ、ハチクマについては、会場候補地及びその周辺において、営巣環境や繁殖状況、採餌行動等を調査し、ご指摘の趣旨も踏まえて、生息環境としての総体的な評価を検討しました。また、カワセミ、アオゲラについても営巣環境や繁殖状況の調査を行いました。

特殊性の観点から、海上の森は、渡り鳥の保全にとって重要な機能を果たしているため、春と秋の渡りの時期に、鳥類群集の種と密度、種毎の回転率、移動の実態を明らかにする調査を行うべき。

会場候補地の大半が森林で覆われているという現状と繁殖鳥類の保全のための措置を検討することが、渡り鳥に対する保全の方向にもつながるものと判断し、特に当該地域を繁殖場所として利用している鳥類に着目した必要な調査を重点的に実施しました。

既存資料の鳥類の確認データは、夏鳥の記録になお疑問を残している。調査をやり直すべき。

本環境影響評価においては、会場候補地に係る既存の各種調査結果を精査しつつ活用するとともに、既存資料の補完の観点から必要な現地調査を実施し、季節変動の把握や学識経験者の意見等も踏まえ現状の把握に努めました。

典型性という意味からは、鳥類群集について、上位5種程度を占める種について生息個体数、餌等を調査する必要がある。

夏鳥としてサンコウチョウ、サンショウクイ、冬鳥としてベニマシコなどの当地で観察される典型的な種を指標として、調査の対象に加えるべき。

森林性の鳥類で海上の森で繁殖を行っている鳥類、少なくともアカゲラ、コゲラ、ヨタカ、サンショウクイ、ヤブサメ、センダイムシクイ、キビタキ、オオルリ、サンコウチョウといった、個体数が減少しているとされている鳥類については、注目して調査すべき。

Aゾーンで頻度高く確認されているサンショウクイ、キビタキ、オオルリ、サンコウチョウは、急速に減少していると全国で危惧されているので、生息密度等詳細に調査すべき。

鳥類の注目すべき種のうち当該地域の環境変化による影響がより大きいと判断される繁殖鳥類については、繁殖期に随時調査を追加実施し、巣や個体の確認に努めました。

アオゲラの場合は、巣のプロット以外に営巣可能な木の存在する森林の抽出と階層構造調査を、カワセミについては、巣以外に営巣可能な土手、採餌場その間の移動ルート抽出を行う必要がある。

オオタカの繁殖状況の結果には、雛に運んだ餌の主な種類、定点調査の結果には飛翔ルートを明記する必要がある。

猛禽類は、生息区域内で採餌の際の食痕やペリット等がフィールドサインとして見つかる場合が多い。従って、オオタカの営巣環境、非繁殖期の休息場の位置に加え、フィールドサインが確認された場所についても地図上にプロットする必要がある。

ご指摘の趣旨を踏まえて調査等を行いました。

猛禽類については、海上の森で確認される全種について調査及び行動圏の解析を行い評価する必要がある。

既存資料や学識経験者の意見を踏まえて抽出した注目すべき動物種の中から会場候補地内での繁殖兆候が認められているオオタカ、ハチクマについて詳細調査の対象として取り上げました。

なお、環境影響評価法の趣旨を踏まえ、全種の調査は、調査の簡略化、重点化の観点からもなじまないと考えております。

高層建築物や高架道路の出現に伴う鳥類の飛行妨害について、予測調査と対策が必要である。

鳥類の飛翔妨害については、現況地形を考慮した会場計画を検討しており、突出した高さの工作物を想定していないことから、予測・評価は不要と考え、対象としていません。

ほ乳類の繁殖状況、行動追跡、生息密度などの調査を精度よくきちんと把握しようと思えば最低あと5年の調査が必要。

既存資料の活用やそれを補完する現地調査により予測・評価等に必要な情報は得られたと考えております。

また、中型哺乳類については、回避・低減措置の効果の確認のため、追跡調査を実施してまいります。

ムササビのねぐらとなる樹洞調査の追加と、行動追跡調査結果に基づいた、重要となる移動経路抽出とその環境解析が必要である。

ムササビの巣の確認や行動追跡調査を実施し、ムササビが利用している環境に関する解析を行いました。

生物の生息状況は候補地全体としてグロスに捉えるのではなく、候補地内を詳細なメッシュに細分化し、各々のメッシュ内での生息状況を調査する。

単なる動物相調査にとどまらず、行動(土地利用)調査などから、動物への影響を評価するものであり、生息調査を行い、注目すべき動物種について生息密度分布等による解析を行いました。メッシュによる生息状況の調査は不要と考え、行っていません。

植生図はあるが、動物分布図については、掲載がないので作成可能な調査が必要である。

既に主要な動物種については生息の有無を確認していますが、生物の保護に配慮するため、これに留意した記載とし、種の保存の観点から希少種のデータの公表は行いません。

動物相の調査は注目すべき動物種の有無に拘わらず様々な環境で実施する必要がある。

生息が確認された動物種については既存資料及び本環境影響評価の結果を含めたファウナリストを作成しましたが、調査の重点化・簡略化の観点から本調査においては対象種は限定して生息状況に関する詳細調査を実施しました。

餌生物量の変化の推定が挙げられているが、この手法については具体的に明示する必要がある。

例えば、オオタカ、フクロウを頂点とする食物連鎖の観点に着目した調査においては、主要餌鳥類、ネズミ類の生息密度をルートセンサス調査やトラップ調査で把握するとともに、これら下位動物の餌となる種子生産量や昆虫・土壤動物の現存量把握のため採取やカウント・測定調査も実施しました。

ハッチョウトンボは未成熟成虫と成熟成虫で生息環境が異なる。そこで、分布調査を行う際には、雌雄、ペアかどうかだけでなく未成熟か成熟かも分けて確認位置を地図にプロットする必要がある。

ハッチョウトンボの分布が集中する地点では植生(種と密度)、水深、水流、日照、水辺の傾斜等の調査を行う必要がある。

ハッチョウトンボについては、一定面積内で確認される成熟オスの個体数をカウントすることにより分布状況等を把握しますが、ご指摘の趣旨にも留意しております。なお、確認位置図の記載については、生物の保護に配慮するため、これに留意した記載とし、種の保存の観点から希少種のデータの公表は行いません。

また、ご指摘のハッチョウトンボの分布域の環境については、貧栄養湿地群落や生態系におけるシデコブシの調査の中で把握に努めました。

ゲンジボタルの分布域の植生調査を実施する必要がある。

ゲンジボタルの分布域の植生については、既存の植生図をもとに把握するとともに、生態系におけるゲンジボタルの生息条件調査において実施しました。

ギフチョウの食草及び吸密植物の生息環境調査(植生など)と、カウント調査の際の分布環境調査を行う必要がある。

ギフチョウについては、食草や吸密植物の分布状況を調査するとともに、カウント調査において個体が確認された場所については植生図で当該植生の状況を確認するなど生息環境の把握にも努めました。

ダルマガエル・ハッチョウトンボ・ゲンジボタル・ギフチョウの予測については、現存個体の生息密度等のデータに基づくところがあるが、この生息密度推測の手法については、具体的に明示する必要がある。

各種の生息密度の推定に当たっては、次のとおり、学識経験者等の指導を受けながら実施しました。

ハッチョウトンボ：成虫発生期間と生息確認域の広がり及び各生息確認域における成熟オスの一定面積内
個体数等より推定

ゲンジボタル：成虫発生期間と生息確認河川の区間長及び各生息確認区間内の個体数より推定

ギフチョウ：成虫発生期間と生息確認地での個体数及び食草の分布と葉裏への産卵数より推定

ダルマガエルについては、成体の確認ができませんでしたので、注目すべき種よりはずしました。(ちなみに、確認されたのは全てトノサマガエルでした。)

<カ> 動物・植物(共通)

予定地の動植物がどのように保護されるかについての調査が必要。

動植物の保護保全の内容については、調査結果を踏まえ、個別に予測・評価及び保全措置の中で検討しております。

「1.植物」の調査と連携をとり、「2.動物」の調査を実施し、空間的な役割を明らかにし、計画時の対策・配慮に生かす必要がある。(それぞれの部分の調査者あるいは結果をとりまとめた者同士の話し合いも業務に含めることが必要)。

吉田川流域において、地形、植生及び動物を一体のものとして調査を行い、その現状を把握し、それに対する影響を評価すべきである。

それぞれの調査については、計画的・効率的な調査の実施に努めるとともに、選定項目ごとにとりまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を取りまとめ、相互の関連についても考慮し、保全措置の中で活かしており、計画時の対策、配慮にも活かしております。また、それぞれの部分の調査あるいは結果をとりまとめた者同士で、話し合いをしながら作成しました。

全般に動植物について現地調査回数が少なく不十分である。

既存資料の活用やそれを補完する現地調査により予測・評価等に必要な情報は得られているものと考えております。また、回避・低減措置の効果の確認の必要な種については、追跡調査を実施してまいります。

環境への負荷を調べる調査そのものが環境への負荷であるから、植物、動物等の相互の調査責任者が十分な連絡調整を行いながら準備する必要がある。

調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、既存資料の活用、可能な限り環境への影響の少ない調査方法を選定するとともに、調査者相互の連絡を図り、計画的・効率的な調査の実施に努めました。

地理情報システムにより動植物の分布と物理的環境を総合的に記述した分布図を作成し、評価を行うべき。

動植物データを検証できるよう、植物や昆虫類等、事業予定地の生育生息種を可能な限り標本保存するよう努めるべき。

動植物データについては、検索や分析ができるよう、データベース化等により一元的管理を行うよう努めるべ

き。

生物調査は定量的なデータが得られる方法を採用する必要がある。

本環境影響評価の過程で得られた情報については、生物の保護に配慮するため、これに留意した記載とし、種の保全の観点から希少種のデータの公表は行いません。ただし、これに配慮しつつ今後の活用に資するよう、資料・標本等のデータベース化により情報提供を検討してまいります。なお、動植物の調査については、できる限り定量的なデータが得られる方法を採用しております。

注目すべき動植物リストに、海上の森ネットワークが確認した、キムヨウラン、クサナギオゴケ、キキョウ、キンラン、ミズトンボ、タチキランソウ、オオルリボシヤンマ、ウスズミカレハ、オオムラサキの9種を入れるべき。

注目すべき植物種(動物種)は、「植物版レッドリスト(環境庁、1997)」、「愛知県維管束植物レッドリスト(愛知県植物誌調査会、1998)」などに記載のある種について、既存調査結果や学識経験者等の意見に照らして、調査対象地域及びその周辺での分布が過去に確認されている種の中から抽出したものです。ご指摘の種についても注目すべき種として選定しております。

コケ・菌類、クモ類、底生動物について追加・補足調査が必要。

蘚苔類・菌類は、種の同定が確実にできる研究者が極めて少なく、学問上、生態に関して不明な点が多いこと、さらに、菌類では多くのもので分類すらなされていないのが実態であり、環境影響評価の項目に入れることは実際上非常に困難であるため、実施計画書から蘚苔類・菌類を外しています。また、動物については既存資料を精査し、クモ類についてはファウナリストの中で整理しますが、底生動物については、生態系調査の一環として甲殻類の調査を実施しました。

<キ> 生態系

動物・植物・生態系についても、定量的な予測手法や数量的評価法を取り入れるべき。

生態系の予測手法において、様々なパラメータを考慮した絶滅率の予測が可能になってきているので、数理的に示す試みが必要。

ご指摘のとおりできる限り定量的な予測・評価方法の採用に努めました。なお、絶滅確率の予測について、特定地域を対象としたアセスメントにおける適応技術に関しては知見の蓄積も不十分であり、本環境影響評価において取り入れることは考えていません。

主要動植物のみの調査になっており、生態系全体としての把握ができていない。

2020年に計画地及びその周辺においてみられる生物相や生物多様性を想定して評価する方法を提案する。この方法は、現時点だけでなく、過去から将来にわたっての変化を考慮し、貴重種だけでなく生態系全体を視点に入れようとする考え方である。

生態系の構造と機能を総合的に調査・解析し、評価する視点がない。

植林地や雑木林、湿地、河川などが複雑に入り組んで存在する環境の調査結果については、総合的に調査し、全体の特性を評価すべき。

食物連鎖の模式図は、陸域と水域に分けてあることにより、両域にまたがる生物の関係が欠落し、全体の概要をつかみ損ねている。また、具体性に欠き、「上位性」「典型性」「特殊性」が正確に把握できない。季節によって種構成や関係性が変化することの記述がない。

上位性・典型性・特殊性だけで生態系をとらえようとしているが、物質循環の観点から生態系全体を把握しなければ生態系の保護にならない。

生態系については、上位性、典型性、特殊性と3つにわけてあるが、その分類が何を意味するのかが不明。植物と動物とを連携させた検討がないため、具体的にどの場所をどのように開発するのか、保全するのか等が示されていない。また、どの種をどのように保全するのかの具体的な検討がない。

生態系ネットワークに着目した広域的な生態系の把握が必要。

生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する調査・検討項目についてはメタ個体群モデルで評価し、全般的な見直しを行うべき。

生態系について、協会の方法が唯一正当性を持つのか。

生態系を把握するために、事業予定地全体の微地形の分類・分布及びその発達過程について把握すべき。生態系の保全を調査項目に入れたことは、新しい観点として評価できるが、モンゴリナラ林、コナラ - アベマキ林などの2次林の総合的な生態系を調査項目に入れるべき。

「生態系の保持、菌根菌保続の観点」を無視するのか。

人と自然との生態学的かかわりに関する調査及び予測・評価の内容が欠落している。

植物・動物・生態系において、特定種にのみに注目し、多様性・体系的保全には不相当である。これらを考慮し、中心的な普通種については量的な把握も行き、予測手法を変更すべき。

普通種の関係に踏み込んだ予測・評価をすべき。

生態学的な調査・評価が注目種ばかりに目がいきすぎ、普通種があまり評価対象に入っていない。

生態系については、上位性、典型性及び特殊性の観点から調査、予測・評価を行うこととしており、「環境影響評価法の規定に基づく基本的事項(平成9年12月12日 環境庁告示第87号)」に即したものであります。生態系については、様々な要素・要因が複雑に絡み合っており、未解明な分野も多く残されている中で、生態系全体を対象とする環境影響評価の技術手法は、知見等の蓄積も少なく、現時点では不可能と考えております。こうした中で、ひとつの考え方として、地域を特徴づける生態系に関し、概括的に把握されるその特性に応じて、生態系の上位に位置するという「上位性」、当該生態系の特徴をよく現すという「典型性」及び特殊な環境等を指標する「特殊性」の視点から注目される生物種及び必要な普通種等を複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係及び生息・生育環境の状態を調査し、その環境特性を求め、これらに対する影響の程度を把握することとしました。具体的な調査、予測手法等については準備書に記載してあります。

土壤動物に関して、植生タイプ別に調査し、植生ごとの多様性を生態系として把握することが必要。

土壤動物については、餌生物の現存量把握の観点から、植生タイプ別に調査を行いました。

会場予定地内の大気水質汚染は、生態系に甚大な影響を及ぼすことが十分予見されるため、早急に査定を実施すべき。

施設等の計画にあたっては、大気汚染防止対策や水質汚濁防止対策を検討し、生態系を含む周辺環境に及ぼす影響の回避、低減に努めました。

酸性雨・酸性霧が生態系に及ぼす影響が無視されている。

本県内の調査地点も含む林野庁の酸性雨等被害モニタリング事業(平成2～6年度)の結果によれば、現時点では、酸性雨等による森林衰退が生じていることを肯定する因子は抽出できなかったとされており、ご指摘の点についての検討は不要と考えています。

なお、施設等の計画にあたっては、最新の大気汚染防止対策の導入や低公害車の利用など、大気汚染防止に十分配慮してまいります。

<ク> 景観及び触れ合い活動の場

(景観について)

環境の要素として考慮すべき「景観」は、単なる「眺望景観」ではなく、生物多様性のあり方を強く支配する空間パターンとしてのランドスケープである。

野生生物の生息・生育環境の面的な広がりとその間の連続性にもたらされる環境影響を捉えることができるように、項目の大幅な見直しが必要である。

「景観」の項目が、単なる視覚的な眺望景観に限定されているが、視覚の世界だけでなく生態系の構造、機能動態のすべてを含む内容に見直すべき。

ここでの「景観」は、環境影響評価法における基本的事項の趣旨を踏まえ、あくまで人の視覚の影響評価の必要性から、項目として取り上げられている部分であると理解しています。環境影響評価そのものは、環境への影響を総合的にとらえるという点で、生物多様性のあり方を強く支配する空間パターンとしての「ランドスケープ」の概念と共通性をもちつつも、具体的な項目である「景観」に係る調査としては視覚で認識されるもの、いわゆる「視覚的景観」に限って行いました。

景観の注目すべき地点に上之山町3丁目を眺望する地点を加え、視覚的、物理的な変化に着目するだけではなく心理的变化も取り入れた環境工学の新しい手法による環境影響評価を実施すべき。

もっと人の目を通した自然の評価に目を向けるべき。

人の目を通した自然の評価法を用い、自然の景観的・精神的評価項目を選択し、内容的に人々が何を求めているかも考慮し、評価項目を決定することが必要。

フォトモンタージュやCGによる資料の作成は実態に近く作成する必要がある。作成後は、専門家の意見を取り入れたアンケート調査などを試みるべき。

「景観」における眺めの変化については、CGによる予測画像を新たに出現する構造体の視野内に占める面積やスカイラインに対する切断の有無等、既存の知見において心理的影響との関連が明らかとなっている指標を用いて評価しました。

なお、上之山町3丁目については、会場計画との関連性や、すぐれた景観資源としても、注目すべき景観として取り上げる理由は抽出できませんでした。

会場周辺の景観特性、景観資源は、調査されているが、会場内から周辺の景観分析が見えない。

会場候補地内から周辺景観を眺望できる視点として、概況調査結果では「のみ山山頂」「のみ台」の2箇所が抽出されており、これらの視点からの眺望景観を調査対象としました。

また、会場候補地内の景観特性把握の観点から内部の景観要素の状況把握調査を実施しました。

人工林の沢および林道沿いに流れている川や調整池、砂防池が、景観資源として取り上げられているのはなぜか。

景観資源については、既存資料、現地概査の結果より抽出しています。例えば砂防池については、背後の樹林や流れ込み部のヨシ原等、良好な池沼景観が形成されていることからとり上げたものであり、会場候補地内の景観特性調査の結果から、予測対象としました。

現在歩いている人の視点と心に与える影響も含め、調査・評価すべき。

実施計画書において抽出した注目すべき視点は既存資料及び概査に基づくものを記載しました。

本調査の結果から会場候補地内の視点の重要性が明らかとなった対象について予測・評価を、行いました。

未来にどのような景観資源を残すべきかについて、歴史性、生活と自然が密接であった時代の環境など十分調査し、時間軸で評価することも検討すべき。

会場候補地は、陶土利用や治山・砂防の歴史も含めた長い年月における人との関わりの中で形成されてきた里地的自然であり、現在における触れ合い活動の実態のみならず、地域の自然が有する人との関わりや歴史も重要であると認識しており、里地・里山景観をどのような景観資源として残していくのか、資料調査、ヒアリング調査、アンケート調査等により把握に努めました。

(触れ合い活動の場について)

施設がなく、都市化、人工化されていない樹林地の小道を歩くことが、自然観察等で大きな魅力となっている、近年の現実を的確に把握及び評価すべき。

たくさんの小道全体が注目すべき触れ合い活動の場と言える。

触れ合い活動の場に関する調査等については、自然との触れ合い活動が一般的に行われている施設及び場の状況を調査し、影響を把握しております。この際、林道や林内の歩道についても、注目すべき立地ポテンシャルを有する場としてとり上げており、現地調査、資料調査、ヒアリング調査により把握に努めました。

環境診断マップのような、歩いて自然と触れ合う市民の体験情報を調査・評価項目に加えるべき。

現地調査(ご指摘の点も踏まえたアンケート調査等)により、会場候補地内利用者の意識調査を行い、触れ合い活動の場としての利用状況、特性把握を行いました。

候補地全体を「注目すべき触れ合い活動の場」としてとらえるべき。

本来の自然の中での直接的な触れ合いで得られる人々の感動や自然に対する畏敬の念、それを通して培

れる自然観や生命観の大切さが認識されていない。

自然環境についての触れ合い活動の場としては、水辺、みどり等の注目すべき立地ポテンシャルを有する場を調査し、影響については、物理的变化の程度、利用特性の変化、利用者の快適性等の変化、アクセシビリティの変化を予測手法として用いました。

また、ご指摘の点につきましては、アンケート調査等を行い、人の主観的な意見も取り入れることとしました。

触れ合い活動の質的な評価の項目がないが、触れ合う対象の自然環境についても、生物群の多様度等質的な評価を試みるべき。

自然とのふれあいの調査方法では、自然保護団体と共同で対面調査を行うべき。

自然環境については、植物、動物、生態系等の項目で環境影響評価を行うこととしており、当該項目では対象としておりません。

上之山町3丁目を「注目すべき住居地域」とか「触れ合いの場」など特別注目すべき地域に設定すべき。

上之山3丁目については「注目すべき触れ合い活動の場」とすべき根拠は抽出できませんでした。

調査項目に「人と自然との触れ合い活動の場」を入れたのは新しい観点である。

ご指摘のとおり、環境影響評価法の趣旨を踏まえた新しい視点として実施しております。

自然観察・里山保全・雑木林で遊ぶエリア等、多様な触れ合いが永久に出来るようにすべき。

会場候補地の自然と地域住民との関わりを把握するため、自然との触れ合い活動の実態と歴史、会場候補地の自然に対する認識等についてのアンケート、ヒアリング調査を実施しており、調査、予測・評価の結果を生かしてまいります。

ただし、触れ合いが永久に出来るような対処はできません。

文化財を自然と一体化して評価すべきである。

自然景観と一体となった文化財については会場候補地内の景観を構成している諸要素、主な景観資源として、地域景観の観点から評価しました。

<ケ> 廃棄物等

半年で2,500万人もの参観者によるゴミ等環境への負荷の増大について、予測調査と対策が必要である。

ご指摘の廃棄物につきましては、建築廃材、伐採木等の発生量について、処理・処分の方法を明らかにすることにより、予測・評価を行いました。また、博覧会開催に伴い発生するゴミ等については減量化し、リサイクル・再資源化を含め、適切な処理の方法を検討してまいります。

<コ> 温室効果ガス等

森林を開発、都市化して温暖化するデメリットは考慮されていない。しかも、森林の二酸化炭素吸収能力を含む現況調査が行われない。

2010年までの愛知県のCO₂の排出量目標を定め、万博、新住、名古屋瀬戸道路の3事業の割り当てを試算し、予測評価すべき。

二酸化炭素排出量を予測するため、現況植生の植物現存量を把握(推定)する手法を検討し、植物現存量の概略把握に努めるべき。

事業計画、類似事例等を参考にして、博覧会事業に係る発生源別の二酸化炭素排出量の把握を行うとともに、樹木の伐採によって生じる二酸化炭素吸収量の減少についても把握に努めましたが、個々の3事業において、具体的な排出量を割り当てることは現時点では困難であり、実施しておりません。

(3)環境保全措置の考え方について

オオタカ等の生息が発見された時は開発を中止すべき。
オオタカについては、営巣環境や繁殖状況等について詳細な調査を行いました。
その結果、営巣中心域は会場候補地内に存在しませんでした。
また、追跡調査の中で現況調査法に準じて、事業実施後の調査をすることとしています。

ごく普通の野鳥やその他の生物全体も当然大切であり、保全されるべき。
野鳥の繁殖環境に適したこの森がどこにでもある森ではないことから、このまま保全されるべき。
ごく普通の野鳥やその他の生物全体も当然大切であり、保全されるべき。
オオタカ、ノスリ、ツミ、チョウゲンボウ、サシバ、トビなどの営巣はもとより、生息が確認された場合は、会場予定地を変更すべき。
貴重種、オオタカ、オオムラサキ、シデコブシ、サギソウなど発見された場合は会場予定地を変更すべき。
希少種が騒がれているので、そういったエリアは開発をなくし、他の植林地等を利用すべき。
一部の動植物だけを保護したり、保全しようという動きは厳に慎まなくてはならない。ご都合主義は未知の自然に対して免罪符とならない。
万博開催でギフチョウを絶滅させることがないように要望する。
本環境影響評価においては、会場候補地の自然環境の特性を踏まえ、多様な動植物の生息・生育環境の保全、身近な自然の保全の観点に留意して予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討しました。

可能な限り表土を元に戻して植物の再生に努力すべき。
表土の採取方法・採取量・保存法などが記されていないが、表土保存はどのように配慮されるのか。
表土の調査を実施するとともに、可能な限り表土を保全し、地形改変の場合には表土を保存し再利用して植物の再生に配慮してまいります。

動物相調査の結果は、各施工業者が工事中の配慮策を検討出来るように全種リストだけでなく調査地点とその植生環境などを出来るだけ生データに近い形で明記すべき。
本環境影響評価の結果に基づき、環境の保全についての適正な配慮をして工事等が行われるよう工事実施者に対し適切な指示・指導等を行ってまいります。公表については生物の保護に配慮し、これに留意した記載とし、種の保全の観点から希少種のデータは公表しません。

道路、駐車場に面する所には、広葉樹林帯を植えて、排ガス等の影響を減らすようにすべき。
環境保全の見地も含め、適切かつ効果的な緑化対策を検討してまいります。

保全上の価値が極めて高い場所であるため、環境への影響の「回避」「低減」にこそ最大限の努力を払うべき。
第一に回避が十分に検討される必要があり、回避できない明確な理由を示した上で低減が検討される必要がある。代償措置は技術的に未熟であり安易に行われるべきでない。
環境保護上問題となる計画部分は、代償措置や軽減措置ではなく、計画自体の変更によってアセスをクリアすべき。
環境への影響の回避、低減のための代償措置がとられているが、その措置の有効性を一般的な定性的評価に留めず、代償措置の全ての施策は必ず「定数評価を実行」し採用すべき。
現在の代償措置で、計画地内の元ある自然環境がその生態系のまま戻すことは困難、または不可能であるといわれているため、安易な代償措置は避けるべき。
本環境影響評価においては、環境影響評価の過程で、計画策定上の制約条件等を明らかにし、予見しうる環境への悪影響を極力未然に回避できるよう計画づくりに反映するといった、博覧会会場計画策定と連動した取り組みを目指すことを基本的な考え方としています。
このような考え方にに基づき、環境保全措置の検討に当たっては、実行可能な範囲内で環境影響を回避し、または低減することを優先し、必要に応じ代償措置も検討することとしています。この代償措置は、損なわれる

環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、損なわれ又は創出される環境要素の種類及び内容等を検討して実施するものであり、先進事例、類似事例等を参考にして、慎重に対処してまいります。

「海上の森」は日本のふるさとの原風景が残る里山であり、この生態系は永く維持すべき。

自然を守るという観点のアセスの結果、環境・生態系に影響が出た場合は海上の森での万博を中止すべき。

アセスメントで森の生態、もしくは種が貴重とされた場合、事業変更とする代償措置を行うべき。

環境保全上支障が残る場合には事業計画の大幅な見直し(会場変更、会場分散化など)を検討すべき。本環境影響評価は、瀬戸市南東部の会場候補地における博覧会事業が環境に及ぼす影響について調査、予測・評価等を行い、必要に応じて環境保全措置を検討し、会場計画策定に反映することとしており、環境影響評価の結果を十分に尊重した上で事業を行うこととしております。

環境・自然の保全とは、どういう状態を基準とするのか。

環境保護に対する考え方について明らかにされたい。自然を守るということは人の手を使ってできないことがある。そのような点をどう考えていくのか。

会場候補地の自然環境について調査を行い、本博覧会事業の実施に伴う影響について予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置の検討を行った結果を踏まえて、事業を進めて行くことで適切に対処してまいります。

「森をつぶす」という大きな代償に値するだけのアイデアを、万博協会の方々には全人格をかけて考えるべき。

本博覧会は、環境・資源エネルギー、人口、食糧等の人類共通の課題について、「世界の一人ひとりに考える機会を提供」する場として、人と自然の新たな関係の追求を目指し、「新しい地球創造：自然の叡智」というテーマのもと、2005年の開催を予定しております。

本環境影響評価の結果を事業計画に適切に反映させるとともに、幅広い意見を伺いながら、諸準備の着実な推進に全力を尽くしてまいります。

自然生態系保全のための回避、補償、代替といったミチゲーションの手法を取り入れ、方法の記述が必要。

環境保全措置計画書というタイトルで、それぞれの環境影響とミチゲーション計画をわかりやすく示した添付文書を、それぞれの環境影響ごとに作成・公開する。

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、または低減することを優先し、必要に応じ代償措置も検討しました。この代償措置は、先進事例、類似事例等を参考にして、慎重に対処してまいります。なお、環境保全措置の内容、実施期間、実施主体その他の環境保全措置の実施方法について、できる限り具体的な記述に努めました。

事業者側が現段階で想定している評価と環境保全措置に対する方針が不明。

実施計画書においては、評価や環境保全措置の検討に当たっての基本的な考え方を述べたものであります。

具体的な評価については、環境影響が回避又は低減されているかどうかについての事業者の見解を明らかにすることにより行うこととしております。環境保全措置については、実行可能な範囲内で、環境への影響を回避し、又は低減することを優先して考えます。

また、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ代償措置についても検討しました。

アセスメント中やそれ以後に貴重種等の新たな事実が出てきた場合に、どのように対応するのか指針を盛り込むべき。

本環境影響評価においては、計画の早期の段階から実施計画書を公告・縦覧し、環境保全の見地から意見を求めるなど、できるだけ環境影響評価の手続の中で対応しています。

また、評価書の公告後につきましては、必要に応じ追跡調査の中で対応してまいります。

消滅、破壊された生態系、構成要素 etc.の回復修復期間をどの程度で観ているのか。

本事業域のみばかりでなく、地域外の周辺地域の開発行為に対しても情報収集し、生物の移動能力を考慮し

た諸施策を実施すべき。

一度森林を破壊し、表土をはがしてしまったら再生は不可能。

工事により水系が断たれ、湿地がダメになったり、川が汚れホタルなどが住めなくなるのが心配だ。

環境影響評価法の趣旨を踏まえ、本環境影響評価は、会場候補地の自然環境について適宜調査を行い、本博覧会の事業実施に伴う影響について予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置の検討を行ってまいります。

「木一本切ってはならないとは如何なものか」との緒論の可否について県民に論証すべき。

会場候補地及びその周辺は、都市と自然の接点に位置する丘陵地で、人の暮らしとの密接な関わりの中で荒廃と復旧を繰り返してきた、いわゆる里山的な環境を形成しております。こうした自然の保全については、原生自然とは異なり人の手による適切な管理も重要な役割を果たすものと考えています。

代償措置の実行が不可能な部分がある限り、「回避」と言った用語の使用は本来不適切。

「実行可能な範囲内」ということを「実行可能な範囲を超える環境回避・低減措置や代償措置はとらずに事業実施が可能である」という意味に使うべきでない。

「実行可能な範囲」とはいかなる環境保全措置を指すのか。事業計画の中止を含めていることを明示すべき。

「事業者により実行可能な範囲内で回避・低減」とは具体的にどのような状態を指しているのか。実行可能な範囲において、代償する措置がとれない場合についての記述がない。その場合は海上の森での事業の中止すべき。

環境保全措置は実行可能な範囲内という表現は削除し、「低減」は「最小化」に改めるべき。

本環境影響評価は、環境影響評価法の趣旨を先行的に取り込み実施するものでありますが、環境保全措置については、環境影響評価法において、事業者の実行可能範囲内で検討することとされています。したがって、この枠組みの中で、必要に応じて学識経験者のご意見等を伺い、適切な環境保全措置を採用してまいります。

移植について成功したためしはない、貴重な植物が見つければそこは絶対に開発してはならない。

移植は絶対に認められない、貴重種発見の場合は万博会場を海上の森以外の場所とすべき。

貴重種が発見された場合、移植は絶対認めない。

移植等の代償処置は合理的な選択とはいえない。

学術上重要な意味を有する群落は分布する場所自体が重要であり「代償措置」として示されている「移植」による保全は意味をなさない。

動植物の移植等の代償措置は移植対象種の全てに最適有効な解決策ではない。

危急種植物(たとえばシデコブシ)は他所へ植え替えればいじらうという安易な意見は極めて野蛮。

代償措置の項目で「動植物の移植等」を挙げているが、移植などを安易に導入することは、環境保全措置の主旨を曲解している。

移植等の代償措置が保全措置として採用されているが、移植が植物の種として代償措置となる文献、科学的データを明示すべき。文献、科学的データがない場合は、移植すべきでない。

保全措置の考え方に移植はやめるべき。影響があれば事業変更すべき。

貴重な植物は分布として残す必要があるという問いに対し、代償措置として移植もやむを得ないということであったが、それでは本当の保存にならない。

貴重植物の移植は絶対に認めない。発見の場合は会場を変更すべき。

環境保全措置は、回避・低減を最優先に行うべき。移植だけでは21世紀のアセスにはほど遠い。

環境保全措置は、回避・低減を優先し、代償措置は次善の策と考えております。動植物の移植等については、代償措置の一例として実施計画書に記載し、やむを得ず移植を検討する場合には、対象となる生物の特性や生息・生育地及び移植実施場所の環境条件、類似事例等について、学識経験者のご意見等も伺いながら、慎重に行なってまいります。

(4)事業実施区域及びその周囲の概況に関すること

<ア> 地域の社会的環境の状況について

予定地森林が、森林法ならびに砂防法に基づいて規制管理されてきた歴史的経緯の調査を追加。今の林が復元する過程についての歴史的過程、特にどのような人為によって、山地が荒廃し、どのような過程で復元してきたのかという視点が全くない。

豊かな自然とともに、歴史的な文化財を一体のものとして次世代に継承すべき。

海上の森の「歴史性」をいかに引き継ぎ、未来の世代がこれに学ぶ機会をいかに保障していくか、それが今後の最大の焦点。

会場候補地の土地利用規制や歴史的経緯については、実施計画書の第3章に記載してあります。こうした会場候補地及びその周辺の森林が人と自然の関わり合いの中で荒廃と復旧を繰り返してきた経緯や先人の治山・砂防事業の努力など地域の歴史については、会場計画の参考とさせていただきます。また、埋蔵文化財については、文化財保護法に基づき適切に対処してまいります。

また、人と自然の関わり合いの中でいわゆる里山的環境が形成されてきた点については、本環境影響評価においても留意してまいります。

<イ> 地域の生物環境の状況について

モンゴリナラについては、大井次三郎博士「新日本植物誌 顕花篇 改訂版(至文堂 1992)」の記載に従うべき。

モンゴリナラについては、大井博士の著書も参考文献として採用しました。ただし、ご指摘の「新日本植物誌 顕花篇 改訂版(至文堂 1992)」は、北川政夫氏により部分改訂されておりますので大井博士が全体を通して記載している「改訂新版日本植物誌(至文堂 1973)」を採用しました。

「注目すべき植物種リスト」、「注目すべき植物群落」及び「注目すべき動物種リスト」のゾーン別の確認状況を明らかにすべき。

注目すべき動植物種リスト等の記載方法については、生物の保護に配慮するため、これに留意した記載とし、種の保全の観点から希少種のデータの公表は行いません。

(5)追跡調査について

生物の種類や個体数についてできる限りの方策をもって把握し、工事の最盛期、施設完成後、博覧会の初期・中期・後期、博覧会実施後にその変化を追跡調査することが必要。

事後調査に関する記述がわずかで、事業者側の方針が一切不明。

追跡調査は、選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、及び、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合において、環境への影響の重大性に応じ、補足的な調査として実施します。追跡調査計画については、準備書等に記載しています。

2. 事業計画に関すること

<ア> 入場者数の見直しについて

全地域に木道を建設し、回遊機能とし、会期中の入場者数は一日 1,000 人程度と制限を加えるなどの案を作成すべき。

2,500 万人の入場者数を再考すべき。

入場者数 2,500 万人では、ピーク時に明らかに自然環境への負荷が甚大である。

本環境影響評価は、約 2,500 万人(1日あたり最大入場者数 27 万 5 千人)が約半年の期間に入場することを前提とする事業計画を対象として実施するものであり、人の入り込みに伴う影響については、植物(注目すべき植物種、植生・注目すべき植物群落)、動物、景観、触れ合い活動の場のそれぞれの項目において、既存資料及び類似事例等を参考に予測・評価等を行いました。

その過程で会場計画策定上の制約条件等を明らかにし、計画づくりに反映することとしています。

なお、博覧会開催時には、必要に応じ、立ち入り制限範囲を設定することなどを検討してまいります。

<イ> アセスによる計画変更について

A B C 3ゾーンの設定と 2,500 万人の入場予想が環境配慮との関係でも合理的な根拠に基づいていること、今後の環境アセスメントの進行により、それらは大胆に見直されることがあり得ることが実施計画書において明確にされているべき。

「計画に適切に反映させる」との記述を「会場基本計画の大胆な見直しを含む検討を行う」と改めるべき。

里山自然を事実上破壊する現在の万博計画及び住宅・道路計画がどのように見直されるか。

本環境影響評価は、環境に一層配慮するなどの観点から主要施設を整備する区域の大幅な縮小などの所要の修正を加えるなどの検討を経て平成 7 年 12 月に閣議了解された瀬戸市南東部の会場候補地について、調査、予測・評価を行うとともに、必要な環境保全措置の検討を行っています。

なお、環境影響評価の前提となる事業計画(土地利用計画)もその際に示された A、B、C ゾーンを踏まえて検討しておりますが、このゾーン区分は境界を定めたものでなく、それぞれの地形や植生等を勘案し、自然環境の保全・活用の概略の方向性を示したものであります。

本環境影響評価の過程では、会場計画策定上の制約条件等を明らかにし、予見し得る環境への悪影響を極力未然に回避できるよう会場計画づくりに反映するといった、博覧会会場計画策定と連動した取り組みをめざしています。

<ウ> ゾーン区分について

各ゾーンはどのような観点で区分されたか、具体的な定式化の解明を求める。

土地利用計画のゾーニングが大雑把であり、具体性に欠ける。また、計画書には、3つのゾーニングゾーンのみが記されており、他の項目との対応が難しい。

A、B、C のゾーン区分の科学的根拠はない。海上の森全体が貴重な生態系である。

A・B・C ゾーン各ゾーンの価値の比較が検討されるべき。

環境影響評価前にゾーニングを決めてしまうことは、環境影響評価制度の形骸化につながる。

人工林(スギ)の部分を残して、雑木林はほとんど破壊されてしまうようですが、これは逆である。

ゾーン再検討をおこなうべき。

現在は大まかなゾーン分けが設定されているが、その中でも出来る限り、既存の森林を残す努力をすべき。

A、B、C のゾーンは、平成 7 年 12 月の閣議了解に際して示されたものであり、境界を定めたものでなく、それぞれの地形や植生等を勘案し、自然環境の保全・活用の概略の方向性を示したものです。本環境影響評価においては、これを踏まえた事業計画(土地利用計画)を前提としており、具体的には、A ゾーンは、相対的にみれば湿地や希少種の分布が少なく、地形も比較的平坦であることなどから、できるだけ地形や水系に配慮して施設等整備等を行う、B ゾーンはシデコブシやサクラバハシロノキなどのいわゆる希少種がまともてみられることから、現況の森林をできる限りまともて残し、自然環境の保全に配慮した限定的な利用を行う、C ゾーンについては、多様な森林を生かして自然環境の特性を踏まえた保全・利用を行うといった方向性で考えてい

ます。

なお、本環境影響評価においては、会場基本計画を前提に環境影響評価を行うものであり、調査、予測・評価さらには必要な環境保全措置の検討を適切に行ってまいります。

<エ>計画の熟度について

「要領」では「熟度を含む」とされているが、会場計画策定との連動について具体的な記述がない。3事業に関して、事業そのものの具体的な実施計画が明白でないため、問題点が指摘できない。博覧会事業は展示・催事などと整合性をとり、また参加国の意向を反映しつつ会場計画を最終的に固めていくという博覧会固有の特性を有しています。

このため、実施計画書において示した事業計画についても熟度が低く、会場候補地のおおまかな土地利用の方向性と事業計画検討の方向性ととどまっています。今後、環境影響評価の作業とフィードバックしつつ事業計画の熟度も高める中で、計画策定上の制約条件等を明らかにし、予見し得る環境への影響を極力未然に回避できるように計画づくりに反映するといった、計画策定と連動した取り組みを進めてまいります。

なお、実施計画書についての意見募集は計画の早期の段階から環境の保全の見地から意見を求め、計画策定と本アセスに反映させていくためのものであります。

下水処理施設の整備は間に合うのか。それとも別につくるのか。

本博覧会開催に伴い発生する汚水については、中水利用などにより極力排出量の低減化を図るとともに、必要な排水の処理については、もっとも環境に負荷の少なく、合理的な手法を地域整備事業等の下水道整備計画と整合性を図りつつ、関係機関と調整を進めてまいります。

<オ>会場計画の提案について

パビリオン周辺の緑化も含め博覧会場内の森林は、瀬戸市近辺の愛知県内で三河・尾張の内、尾張地区の代表的な森林と植生を作っていくようにする。

上流部の人工林を林分改良して針広混交林とし、同時に森林の多様性を高めるためのゾーニングの検討が必要。

将来、公園施設建設の予定があるが、内容については、記述されていない。

自由な森としてある一定のエリアを一般の人の意見を取り入れながら、人工的な森林公園を創ってはどうか。環境保全の為の計画、施策の「実施プロセス」を来場者に理解できるように現場作業の行程を「段階的に見せる会場」を用意する。その為の課題を検討し調査する。

日本の珍しい植物、又すごい植物(例えば日本一大きなスギ、ヒノキ等 そのスギ、ヒノキがどこにあるか・ブランドスギ、ヒノキ等。海で言う「水族館」バージョン)の展示館を建てる。

動物保全地域の一部をモデル地域としてその中の動物に着目し、行動範囲、食餌の種類、繁殖能力等の実証試験場を設けてはどうか。

Cゾーン地区に於いては構築物はなるべく人工的なものを使用しない様にする。

パビリオンに於いては太陽電池の使用、風力電力の実験、パビリオン全体でエコロジーとリサイクルが考えられた町づくり、アクセス手段は出来るだけCO₂を排出しない車種を選択するようにする。

パビリオン等建築資材は、愛知県内産の木材を優先的に使用する。

針葉樹との触れ合いの場としての公園や周辺植生と密接した公園もあっていいのでは。

現況河川の流量、勾配、幅等を活かし、将来そこに生活する住民に必要な水環境を創造する。

パビリオン内に、世界の水辺の環境を再現展示すると同時に、川の博物館等に見られる映像等を使用して良好な水辺の展示を行う。

住民用の畑を作ってそこで有機栽培や生ゴミ処理出来る施設を作る。

工事でできた伐採材は、コンポスト化、チップ化などのようにリサイクルを実施する。

交通機関などの地下利用の多用化を導入すべき。

万博時、自家用車等の乗り入れを少なくするために公共交通機関アクセスの充実をはかる。

万博会場への車の乗り入れを禁止し、バス輸送等により排気ガスや窒素酸化物を少しでも少なくするよう努力すべき。

開催中でも、道路などで数値を上回るようなことがあれば入場制限などの措置をとること。

工事期間中は、“矢作川方式”を採用し、水環境を良好な状態に保持すべき。

造成工事現場内から発生する土、岩石、木材、樹林、植物等の発生材は、何一つ地区外へ持ち出さないということが基本理念であり、地区内処理とする。

本環境影響評価については、会場計画策定と連動して進めており、より多くの方々からご意見・ご提案をいただき、より良い計画にしていこうと考えております。

また、その内容については、各種検討の参考とさせていただきます。

なお、公園施設の件については、愛知県にもお伝えしました。

現在の雑木林と水田地帯は現状維持、人工林は天然林への更新のための措置、そして今以上の建築物は建てるべきでない。

子供たちの未来のために、海上の森のAゾーンはこのままの姿で残すべき。

「海上の森」の生態系はそのまま保全し、自然博物館を設置、自然の叡智を学ぶ場所として未来につなげていくことが必要。

当計画では予定地周辺の施設等を「人と自然の豊かな触れ合いの場」として挙げているが、海上の森こそ生態系を正しく保全・維持した形での、自然博物館として次世代へ伝えたいものである。

本博覧会は、環境・資源エネルギー、人口、食糧等の人類共通の課題について、「世界の一人ひとりに考える機会を提供する博覧会」、人と自然の新たな関係の追求について世界の知恵を集める「来るべき時代への実験場としての博覧会」等の新たな構想を国際的に提示してきたところです。

また、博覧会のテーマについて、エネルギーや環境の問題は自然の浄化力の限界を超えた急速な工業化のプロセスがもたらしたものであるとの認識の下、自然は人間に従属するものではなく、また、高度な技術は決して自然を破壊するものでもなく、人と自然との間に互いが助け合い、高め合う関係を創り出すことができるはずであるとの考えを据え、「新しい地球創造：自然の叡智」というテーマを設定したものです。

これらの提案が国際的に高く評価された結果、我が国での開催が決定したものと認識しています。

これらの提案が国際的に高く評価された結果、開催が決定したものであることを踏まえ、本環境影響評価の実施や会場計画策定に際しては、環境保全に万全を期してまいる考えであり、ご提案の内容につきましても、各種検討の参考とさせていただきます。

わが国に於いて、里山として維持されてきた二次林は、地域住民が用材、薪炭、牧草、その他の林産物を採取することによって維持されてきた。森林に依存し、生活する住民が激減した現代では、意図的にその管理を行う必要がある。

Cゾーンに含まれる物見山周辺は人工林であり、手入れが不十分なように見える。

十分に手入れを施し、完全な人工林とすべき。

会場候補地及びその周辺は、都市と自然の接点に位置する丘陵地で、人の暮らしとの密接な関わりの中で荒廃と復旧を繰り返してきた、いわゆる里山的な環境を形成しております。こうした自然の保全については、原生自然とは異なり人の手による適切な管理も重要な役割を果たすものと考えています。

なお、会場候補地内のスギ・ヒノキの人工林については、県有林としてその目的に沿って適切な施業・管理が行われていると承知しています。

<カ> 会場計画とテーマについて

博覧会テーマと実施計画は論理に矛盾がある。

(里山にブルドーザを入れ自然破壊する行為が自然の叡智の探求にはならない。)

ブルドーザで森を破壊することは自然との共生とは言わない。

計画書を見る限りでは、会場予定地の生態系に一方的な影響を与えるのみで生態系自体に対しての利益は認めがたく、共生の定義には当てはまらない。

実施計画書では論証抜きで「自然との共生」を主張している。

豊かな自然を壊して「自然との共生」と言わないでほしい。

産業開発主義的な万博は完全に廃絶して、「自然と人間が共生する」実践の探求を提示する企画へと大変換を図るべき。

共生の名での自然破壊は許されない。

「自然の共生」がテーマのはず。「自然の叡智」にかってに変わるな。

「自然との共生」とあるが、その自然の定義がない。

「自然と共生する万博」という名の下に自然破壊したのでは矛盾している。

森をつぶして行く自然との共生をテーマとする万博などナンセンス。

理念との整合性という点から、基本計画の見直しを求めたい。

今度の万博開催は「自然環境の大切さを認識する」ものとして取り組むとなっていますが、愛知県で最も豊かな海上の森の生態系を壊して行くことがなぜそうなるのか示すべき。

人間と自然との環境への新たな取り組みを具体的に示すべき。

博覧会のテーマを追求する上でなぜこの場所が最適であるのかという基本的な問題について触れられていない。

Aゾーンの豊かな雑木林(コナラ - アベマキ林)を破壊して造成し計画することは地球創造にならない。

博覧会のテーマについて、エネルギーや環境の問題は自然の浄化力の限界を超えた急速な工業化のプロセスがもたらしたものであるとの認識の下、自然は人間に従属するものではなく、また、高度な技術は決して自然を破壊するものでもなく、人と自然との間に互いが助け合い、高め合う関係を創り出すことができるはずであるとの考えを据え、「新しい地球創造:自然の叡智」というテーマを設定したものです。

会場候補地の瀬戸市南東部の森林は、薪炭利用等のために荒廃した山地を復旧するため、明治時代以降、治山工事、砂防工事による植林等が実施されてきました。

また、こうした背景を持つ自然は、原生的な自然とは異なり、都市近郊にあって、地域住民との関わりの中で維持・育成されてきた自然であり、人と自然との新たな関係を追求する本博覧会の会場候補地としても適切な場所であります。本環境影響評価の実施により、このような会場候補地の自然環境の特性を踏まえつつ、多様な動植物の生息・生育環境の保全や身近な自然の保全に配慮した事業計画の策定を図り、博覧会のテーマの実現をめざしてまいりたいと考えています。

<キ> 開催中止について

海上の森の環境を守るには愛知万博は白紙撤回するしかない。

日本の自然を守る。次世代の子供たちのために自然を残していくこと。万博はやめるべき。

万博は誰のために開催されるのか。自然のわずか一部であっても手を付けることは許されない。

撤回して欲しいと強く求める。

自然を破壊し、税金を無駄に使う、全く必要性のない万博は止めるべき。

自然を破壊するこの計画には絶対反対。

自然を破壊してまで強行しようとしている万博そのものの開催価値が私には理解できない。

ほとんどの県民にとって無益な万博の中止を要請する。

森林生態系を破壊しての万博の理論は完全に否定される。

社会経済等、総合的な見地からも万博そのものを見直すべき。

万博は森をつぶしておこなう住宅建設の道具、前借り方便でしかなく、大切な税金が使われてはたまったものではない。

住民にとって生活上必要のないものに多くの財政をつぎ込みながら一方では住民サービスを後退させるのは本末転倒である。

これ以上万博のために税金を使うな。

愛知万博を止めよ。

ブルドーザを入れ、ゾーン計画通りの土地造成を行うことは、地域の財産である豊かな自然環境を壊し、更に将来への世代へのかけがえのない遺産を失うことになる。

海上の森へブルドーザーを入れないことを求める。

本博覧会は、環境・資源エネルギー、人口、食糧等の人類共通の課題について、「世界の一人ひとりに考える機会を提供する博覧会」、人と自然の新たな関係の追求について世界の知恵を集める「来るべき時代への実験場としての博覧会」等の新たな構想を国際的に提示してきたところです。

また、博覧会のテーマについては、エネルギーや環境問題は自然の浄化力の限界を超えた急速な工業化のプロセスがもたらしたものであるとの認識の下、自然は人間に従属するものではなく、また、高度な技術は決

して自然を破壊するものでもなく、人と自然との間に互いが助け合い、高め合う関係を創り出すことができるはずであるとの考えを据え、「新しい地球創造:自然の叡智」というテーマを設定したものです。これらの提案が国際的に高く評価された結果、開催が決定したものであります。なお、現在の会場候補地を基本として環境影響評価を適切に実施し、博覧会のテーマの実現をめざしてまいります。

<ク> その他

愛知万博の必要性はどこにあるのか。

博覧会計画を根本的に見直すことを要求する。

「これまでの経緯」において、会場候補地の選定過程とその環境条件に関する記述が欠如している。

万博という名目で自然に人間が少しでも手を加えるということは、今の世界規模での動きに逆行する行いだ。人間が主体であるということをはっきりせよ。

愛知万博の環境に関わる計画、施策の変更や見直しは「過去の経緯にとらわれず」、現状の真実を軸にして柔軟に、かつ、長期的展望をもって実施する。

近年、モノを見せるだけの博覧会はその意義が薄れつつある中、我が国としては、(1)環境・資源エネルギー、人口、食糧等の人類共通の課題について「世界の一人ひとりに考える機会を提供する博覧会」、(2)「人と自然の新たな関係の追求」等の事項について世界の英知を集める「来るべき時代への実験場としての博覧会」等の新たな構想を国際的に提示して、平成9年6月のBIE総会において国際的な支持を得て、開催が決定したものです。

また、会場候補地については、本博覧会の開催申請に係る平成7年12月の閣議了解を行う際に、環境保全に配慮する観点から所要の見直しを行ったところであり、この会場候補地を基本に環境影響評価を適切に実施し、会場計画の策定に反映してまいります。

なお、会場候補地の瀬戸市南東部の森林は、薪炭利用等のために荒廃した山地を復旧するため、明治時代以降、治山工事、砂防工事による植林等が実施されてきました。

こうした背景を持つ自然は、原生的な自然とは異なり、都市近郊にあって、地域住民との関わりの中で維持・育成されてきた自然であり、人の手による適切な管理も重要な役割を果たしていることを理解する必要があると考えています。

ゼロエミッションとか言われていますが、会場内で全てリサイクルするというのは可能か。

ゼロエミッションとは、発生する廃棄物をリサイクルしたり、資源・原材料として有効活用することにより、廃棄物としての排出をできる限り抑制していくことです。

本博覧会においても発生するゴミ等について減量化し、リサイクル・再資源化を含め適切な処理の方法を検討していきますが、排出される廃棄物については、マテリアルリサイクルを優先するなどしてゼロエミッションの実現をめざす事業計画を検討してまいります。ゼロにすることはきわめて困難であります。したがって、現行の廃棄物処理体系を踏まえ、地域との連携も模索しつつ、適正処理の方策等について検討しています。

博覧会開催時に4年程前の湯水のような状況になっても、水が足りないということはないのか。

上水については、地域整備事業との整合性を図りつつ計画的な供給体制を検討しています。

なお、排水処理した上で再利用する中水システムについても積極的に検討利用してまいります。

観客輸送の面から考えれば、現在の道路計画だけということはありません、なんらかの対策が考えられるので、会場計画だけでなく、今後計画されるアクセスも含めて「環境影響評価と並行して作業を進める」ことが必要。観客輸送については、会場周辺の適切な地点に自家用車からの乗り換えのためなどの駐車場を確保し、会場までシャトルバスで輸送するほか、既存鉄道の整備・活用など、円滑で環境への負荷の少ない輸送手段を中心とした輸送計画を検討しております。

これらについては、必要に応じ追跡調査等の中で環境影響について予測評価等を行ってまいります。

活断層も通っているし、山を削ることによる洪水等の自然災害が心配だ。

環境影響評価とは別の視点から、博覧会の防災計画の検討の中等で考慮してまいります。

海上の森は沢筋がいくつもあり、水の豊かな所です。開発によって水脈が壊れる。

本事業計画によると、造成地、道路などにより森林が分断される。

本環境影響評価において、会場候補地の地下水の状況把握に努め、施設等の配置や工法の検討に反映させております。

農薬、肥料、コンクリートの使用により土の中の微生物のバランスがくずれ、微生物がいなくなれば水の状態も悪化する。

緑地管理等における農薬や肥料の使用及びコンクリート工事に伴う排水については、環境影響評価の中で予測・評価を行い、適切に対応しています。

3. 環境影響評価の手続き等に関すること

(1) 進め方に関すること

<ア> 計画アセスについて

21世紀へのメッセージを発信する国際的な博覧会であるから、会場候補地決定前の「計画アセス」を実施することが、21世紀のモデルとして必要である。

事業アセスでなく、計画アセスをすべき。そして、調査範囲を他地域にも広げるべき。

本環境影響評価は、環境影響評価法の趣旨を踏まえた通産省要領に基づき、瀬戸市南東部の会場候補地における本博覧会事業について環境影響評価を行うものです。

環境影響評価の実施に当たっては、事業計画へのフィードバックが十分行われるよう、環境影響評価の過程で計画策定上の制約条件を明らかにし、予見し得る環境への悪影響を極力未然に回避できるよう計画づくりに反映するといった、博覧会会場計画策定と連動した取り組みを行ってまいります。

なお、計画アセスの実施については、環境影響評価法においても規定されておりません。

複数の候補地や1つの候補地内での複数の事業計画案などの、幅広い代替案を比較検討して事業計画に反映させる「計画アセスメント」を行うべき。

本環境影響評価は、環境影響評価法の趣旨を踏まえた通産省要領に基づき、瀬戸市南東部の会場候補地における本博覧会事業について環境影響評価を行うものですが、その際、レイアウト、工事の方法など会場計画に係る幅広い環境保全対策を対象として複数の案について比較検討を行ってまいります。

<イ> 審査会の設置について

評価の作業は第三者の専門家に委託するのが適当です。第三者機関の設置を求める。

21世紀のモデルを目指すならば、環境影響評価の科学性・公平性を審査する第三者機関が必要。

環境影響評価の最終的な評価の主体は事業者ではなく、学識者らによる第三者の審査機関である、3事業を含めた合同審査委員会を設置すべきである。その際には、評価基準、審査結果、委員名及び議事録の公表が必要。

環境予測は、本事業に関してなんらの利害関係も持たず、かつ専門的な知識を有する学識者で構成される第三者機関に委ねるのが適当、可能な限り定量的な評価手法を導入すべき。

実施計画書の意見の保障が見えない。そのため、審査委員会を設け、一般傍聴を認め、議事録、委員名を公開すべき。

実施計画書の科学的根拠、信頼性ために、学識経験者を今後の環境影響評価の調査及び評価において関わりを持たせるべき。

審査会などが開かれる際は審査内容が公表されるべき旨、実施計画書に記載してほしい。

準備書作成の過程では専門家による審査会を設け、記録も公開すべきだ。

環境影響評価法では、事業者自らがその環境影響について評価を行い、環境保全に配慮することを法の基本的性格としており、本環境影響評価においても同法の趣旨を受けて博覧会の実施主体である博覧会協会が環境影響評価を行ってまいります。

本環境影響評価において指導を受けるために、協会内に学識経験者等からなる「環境影響評価アドバイザー会議」を設置し、環境影響評価の技術的事項について助言等を得ることとしています。

また、実施計画書や準備書について愛知県知事が意見を述べる際には、学識経験者からなる「愛知県環境影響評価審査会議」において第三者の立場に立って慎重な審査が行われると聞いています。

なお、地域整備事業に関する環境影響評価については、本博覧会事業の環境影響評価とは基本的に根拠制度が異なるものであります。

<ウ> 実施計画書の意見の公表について

意見及びその意見に対する県知事、協会の意見について、準備書段階でなく、実施計画書確定後、早期に公

表する。

正式な実施計画書が確定したら公にすべき。その後、準備書の作成に取りかかるべき。

実施計画書に対する意見(市民、知事、市町村長、通産省)と確定した実施計画書を具体的な調査に入る前に公表すべき。

意見がどのように検討され実施計画書に反映されたのか、回答すべき。

意見書と意見に対する検討過程、修正結果は公開すべき。

今回の全ての意見書そのまま県民に公開すべき。

意見に対する回答をすべて書面ですべき。

実施計画書について出された各意見とそれに対する協会の見解については、通産省要領の規定に基づき準備書に記載しました。

なお、環境影響評価法においても実施計画書の確定という手続きはありません。

<エ> アセスメントのあり方について

模範となるべき本環境影響評価の実施にあたっては、高い質を確保する様努め、調査員の資質の確保は非常に重要なこと。

準備書において、本環境影響評価に係る業務の委託先を記載しています。

新環境影響評価法適用の第1号にあたるので、今後のアセスメントの模範となるような実施計画書にすべき。新しいアセスを先取りすべき。

アセス法を先取りしたアセスをきちんとすべき。

駆け足のアセスでは、「21世紀の環境アセス」にはならない。

会場跡地計画の環境アセスメントが先行しているが、つじつま合わせのアセスならしない方がまし。

県民が納得できるアセスをすべき。

アセス評価結果の事業への反映について、根拠法中に事業の中止事項がないことは評価のための評価に陥りはしないか。

環境影響評価の実施主体が事業者である博覧会協会となっており、「アワセメント」の域を出ていない。

制度の先取りというよりも、従来の国や諸自治体の前例の中で、優れているところは取り入れ、問題があるところは避けていく具体的態度・わかりやすいプロセスが必要。

新しい環境影響評価手法としては、当初から住民アセスを取り入れるようにすべき。

本環境影響評価は、本博覧会の実施主体である博覧会協会が環境影響評価法の趣旨を踏まえた通産省要領に基づき行うものであり、環境影響評価の実施にあたっては、事業計画へのフィードバックが十分行われるよう、環境影響評価の過程で計画策定上の制約条件を明らかにし、予見し得る環境への悪影響を極力未然に回避できるよう計画づくりに反映するといった、博覧会会場計画策定と連動した新しい環境影響評価をめざしています。

なお、会場候補地において計画されている地域整備事業に関する環境影響評価については、都市計画手続きの中で実施されるものでありますが、その際本博覧会に係る環境影響評価と連携を図りつつ進められます。

アクセス道路のところに、スコーピングなどを取り入れ、アクセスにおいても

「自然と共生ということを考える。」と明記するべき。

「環境影響評価の作業経過及び結果を計画に適切に反映させるものとする。」とあるので、しっかり反映させるべき(特に道路アクセスなど)。

アクセス道路については、駐車場等の計画熟度が低いいため、追跡調査にて対応してまいります。

準備書作成のために必要な調査は、実施計画書が確定してからにすべき。

調査は、既存資料の活用や現地調査・踏査により行うこととしておりますが、「2005年の国際博覧会に係る環境影響評価手法検討委員会」が平成10年1月16日に公表した作業経過報告書を踏まえて必要な調査を実施しました。なお、作業経過報告書が委員会の検討の中間段階で公表されたことは、当博覧会協会ができる限り早期に環境影響評価の準備を進められるようにするためでも承知しています。

意見書の提出期間が短い。

意見書の提出期間は通産省要領に定められた期間であり、ちなみに環境影響評価法においても同一の期間となっています。

環境影響の予測が、予測だけで終わらぬ様、守らせるために罰則規定をだすべき。

環境影響評価は、事業実施が環境に及ぼす影響について事業者が調査、予測・評価を行い、市民等の意見を聴きながら評価書を取りまとめ、当該評価書の記載事項等に基づき環境保全について適正な配慮をして事業を実施するという手続きを通じて、事業者自らが考えて環境保全を図っていくことであり、罰則を規定することはなじまず、環境影響評価法はもとより、同法の趣旨を踏まえた通産省要領にも当該規定がありません。

<オ> 住民参加と情報公開について

「新しい地球創造・自然の叡智」を実現するには、根本的な発想の転換が必要です。

それには、市民参加の実現が不可欠である。

住民の参加と情報の公開を保障すべき。

実施計画書によると「原則的に事業者の実行可能な範囲内で行う」で行われるのであるが、また、環境万博が提示するものとして「来るべき時代への実験場」と記されている。

事業者が実行可能外であっても「実験的に実行可能な者(人、グループ)」が出現したら、「実施させる機会とヤードを提供」し、「参加」させる。そのために予想される課題を検討し調査すべき。

開発事業は何より住民の意見を聞くことである。

住民の参加に十分な縦覧、十分な情報公開とはいえない。

住民参加と公開性をともなったスコーピングの運用を実現し、今後の環境影響評価の模範となる前例を残すべき。

一方的に計画を推し進めるのではなく、自然保護団体や一般市民との真剣な話し合いを望む。

住民の声を聞いて、住民の納得のいく方法で万博を希望する。

万博特別措置法の付帯決議を無視した説明会を実施している。

万博説明会を開くことが即、民間・県民の意見を聞いたことにはならない。

事業内容に「できる限り地元住民の意見を取り入れ」という言葉を入れるべき。

本環境影響評価の手続き等を進めるに当たっては、環境影響評価法の趣旨を先行的に取り込み、事業に関する情報を国民に広く提供し、これに対する意見を的確に把握することにより事業計画の立案と実行に適切に反映させることが重要であり、これも幅広い市民参加の具体化の一つと考えております。今回の実施計画書に係る手続きの後にあっても、通産省要領に定められている各段階での住民意見等の聴取や説明会の開催などのほか、インターネットを積極的に活用するなど意見交換の方法等に工夫を凝らし、適切に対応しています。

なお、本博覧会は多様な主体の参加をめざしており、事業計画の検討状況については節目毎に公表し、記者会見を行っている他、インターネットにおいても公表し、広く意見を求めてきておりますが、その具体的な方法等については引き続き検討してまいります。

実施計画書策定の決定過程と環境科学による検討過程について、具体的事例をあげて情報公開せよ。

環境影響評価に関する情報はできるだけ開示されるべき。調査会社、調査員名の公表は、本環境影響評価の科学性を担保する一つの重要な手段である。

評価を行うために基づいた基礎データはすべて公表すべき。

既存資料及び調査資料は元データを全て公開すべき。公開できないものは使わないという原則を貫かなければ、調査の信用と市民の参加・信用を得られない。

調査データについて科学的な検証を可能にするために、調査に関わる具体的な情報を開示すべき。

調査実行者の氏名等は公開すべき。

データの公開にあたっては、盗掘や密猟等を考慮し専門家の参画を得て慎重に判断することが必要。

全体的に、施工時の参考となるような生に近いデータを記載すると共に、調査方法及び推測・推定を行う箇所に関しては、なるべく具体的な手法、場所を明示すべき。

「環境に関わる調査、観測、研究等」についての「意見書の要望事項」は全て実施する。

また、そのデータを環境影響評価実施計画書の環境資料と併せ公開すべき。

調査時期、調査をした者、調査方法を含めて、データは全て公表すべき。

アセスをする業者名、人員、経費、データ資料等全て明らかにすべき。

調査員責任者名を公表すべき。

アセスメントに使う業者・費用、その調査結果を公表し、環境保護団体などにも意見・協力を求め、悔いの残らぬアセスメントをすべき。

準備書では、資料の信頼性を確保するため、資料の作成者の氏名が公表できるような資料だけを使用し、事業者と市民との対話によって合意を得ることが必要であり、そのことを実施計画において明らかにしておくべき。

調査データは現地調査の都度、直ちに公開すべき。

評価を下すにあたっては、その責任者名を明らかにするとともに、その理由をきちんと公表すべき。

本環境影響評価の手続き等を進めるに当たっては、環境影響評価法の趣旨を先行的に取り込み、事業に関する情報を国民に広く提供し、これに対する意見を的確に把握することにより事業計画の立案と実行に適切に反映させることが重要であり、これも幅広い市民参加の具体化の一つと考えております。今回の実施計画書に係る手続きの後であっても、通産省要領に定められている各段階での住民意見等の聴取や説明会の開催などのほか、インターネットを積極的に活用するなど意見交換の方法等に工夫を凝らし、適切に対応しています。

本環境影響評価の過程で得られた情報については、生物の保護に配慮するため、これに留意した記載とし、種の保全の観点から希少種のデータの公表は行いません。

なお、本環境影響評価に係る業務の委託先については、準備書に記載しました。

調査や予測を科学的に行うためにも、調査者、評価・分析者、関与した学識経験者などを明らかにし、調査や影響評価の信頼性を確保すべき。

工事実施中における追跡調査は、第三者を含むチェック機能を働かせモニタリングする必要がある。

データについては公表し、工事の進捗状況等は説明会により住民に周知すべき。

アセスメント委員の名前、経歴、委員会での発言、委員への謝礼等を明らかにすべき。

本環境影響評価の実施に当たりましては、協会に学識者で構成される「環境影響評価アドバイザー会議」を設置し、その助言を得つつ適切に進めております。

環境影響評価アドバイザー会議委員の氏名については公表しています。

市民から開催地の提案を公募して、そこで万博を開くのが本当の「住民参加の万博」になる。

瀬戸市民、愛知県民等の地域社会の主体性は最大限に尊重されるべき。

真の環境影響評価にあたって、万博反対派・団体を入れて計画書を作るべき。

ハノーバー万博は清らかな民主主義の姿を見出しているが、愛知県は住民をみくだしている。

新法制の趣旨に従った情報開示を明確に示すべき。

自然環境の保護への「公正の確保と透明性の向上」に関し、必要な措置をとる意思はないか。

拙速主義に走らず、憲法15条2項による情報開示に努めよ。

本環境影響評価は、環境影響評価法の趣旨を先行的に取り込み、事業に関する情報を国民に広く提供し、これに対する意見を的確に把握することにより事業計画の立案と実施に適切に反映させていくこととしています。

予定地「海上の森」、代替案の万博開催についての県民の意識調査を行うべき。

「説明は充分にできてきた」と主張するなら、その事実についての論拠を示せ。

土地所有者、立木トラストオーナーなど市民同意を得るまで計画を進めないようにすべき。

「公正の確保と透明性の向上」を担保するため、「見解の相違」という理由で、責任回避をするな。

国内三大自然保護団体の従来からの要請や問題提起に対し、国民にわかりやすく論点の解明をし、実施計画書に策定者としての見解を掲載すべき。

国際社会の環境保護の実例などを援用・解釈した上で、海上の森の環境保護のできないことについて県民合意に努めるべき。

自然保護調査の意義と、開発のもとでの保全の論理に関する県民合意形成の努力を避けるな。
本環境影響評価の実施に当たっては、環境影響評価法の趣旨を踏まえた通産省要領に基づき、事業計画へのフィードバックが十分行われるよう、環境影響評価の過程で計画策定上の制約条件を明らかにし、予見し得る環境への悪影響を極力未然に回避できるよう計画づくりに反映するといった、博覧会会場計画策定と連動した取り組みをめざしています。
実施計画書については1ヶ月間縦覧し、2回の説明会、意見交換会等を開催している他、寄せられた意見書については、慎重に検討を行い、その対応については準備書に記載しました。

<カ> 立地選定と代替地について

場所を白紙にして、アセスメントの実施をすべき。
環境保全というならば、海上の森で万博を開催すべきではない。
海上の森は市民の憩いの場となっている。その地を亡き者とする行為はその理念に矛盾するため、会場予定地を変更すべき。
貴重な植物などがたくさん存在する海上の森周辺を会場として行うべきではない。
万博会場から海上の森は絶対外すべき。
万博で何をするのか、見せるのか、構想10年以上未だこれといったものが一つも出てきていない。
なぜ森をつぶしてまで開催するのか答えてから進め。
国際博をどうしても開催したいのなら別の地で実施して下さい。海上の森を残すべき。
海上の森での万博開催には絶対反対。これ以上自然を破壊し、コンクリートで固めてしまうような箱もの行政は考え直すべき。
「海上の森」を会場に選んだこと自体が誤り。
なぜ、海上の森での万博か。海上の森での万博を止めるべき。
どうしてこの海上の森が候補地として適切なのか。充分な環境アセスもしないで予測・評価をしておこうとしていることに疑問がある。
万博は海上の森以外の地で開くか、または中止すべき。
万博のために海上の森を破壊することに反対します。
現在生活している人がいる海上の里は、万博予定地から外すこと。
貴重種の保護、雑木林の保全、海上の森の生態系の保全の観点から、万博の開催を海上町で実施するのは反対。
貴重な動植物の宝庫である会場予定地はアセスをすること自体税金の無駄である。
貴重な自然の宝庫である海上の森を破壊してまでここを万博の会場にする必要はない。
自然を破壊しないですむ別の場所で行うべき。
海上の森の自然を破壊しないですむ、他の場所で開催されることを希望。
万博は海上の森のような自然の豊かな場所ではなく、自然破壊が最小限ですむ場所で行うべき。
自然、里山の生態系を破壊しないで済む別の場所で行う。
会場は自然度の少ない場所に変更し、自然回復の事業で里山を復活させて会場づくりを行う。
なぜ、かけがえのない貴重な里山を壊してまでそこで万博を開こうとするのか理解できない。
既に開発され、これ以上自然を破壊することがなく、開発可能な場所(陶磁資料館、陶土採掘跡地、青少年公園、木曾岬干拓地、西五区)を検討すべき。
既に開発されてしまったところを(陶磁資料館、陶土採掘跡地、青少年公園、木曾岬干拓地、西五区)メイン会場として、自然復元の実験を行うべき。
残された自然の保護・保全こそ優先すべきであり、過去の開発によって自然が失われた場所で行うべき。
貴重な都市近郊の森を破壊する必要のない、一度破壊した場所で箱物をたくさん作ればよい。
万博テーマが「新しい地球創造・自然の叡知」等ならば、なぜ今ある自然を破壊してやるのか。
テーマを実現したいならば、自然を破壊された土地でやるべき。
埋め立て地や鉱山跡地などで計画し、そこに緑を植え地球創造・自然共生を試みたらいかかが。
何としてでも実施するなら現在空地になっている所で行うべき。自然豊かな海上の森はこのまま子孫に残すべき。
自然との共生をする万博をしようとするならば、今そうっていないゴルフ場や工場跡地などで行うべき。

自然の好きな人が心より協力できる場所で実施すべき。

自然が壊されたところを再生し、万博をするという方がより理念にかなっている。

万博をどうしても愛知で開催したいならば、木曽岬干拓地で開催すべき。

開発が動植物に致命的な打撃を与える「海上の森」での開催は断念し、他の用地(青少年公園、陶土採掘場等)の選択を早急に考慮すべき。

万博開催地は市街地へ変更することを要望する。

世界に誇る万博にするためには、この狭い瀬戸では無理がある。

名古屋港周辺の埋め立て地を利用し、参加企業による財政負担だけで自治体の財政の持ち出しなしに行うべき。

一番良い方法は税金面からも環境面からも万博返上するのが望ましい。万博返上ができないなら、既設の施設を活用する型で開催すべき。

会場候補地として瀬戸市南東部(海上の森)を適切とする理由、自然環境の保全の見通しを含めた説明をすべき。

しっかりとしたアセスメントを実施して、現状の把握、生物、環境への影響を明らかにして、場所を変更すべき。

海上の森が万博やその後の跡地利用のために壊されてしまえる程小さな自然とお考えか。

21世紀の日本の生き方として子どもたちの未来を考え、より良い選択をすべき。

代替地も検討すべき。

代替地をはっきり明記し、環境・生態系の負荷が少ない方を選ぶべき。

海上の森を候補地とするアセスメントを認めない。代替地をはっきりと明記すべき。

新法のアセスを行うこと。代替地を必ず明記すべき。

代替地を準備書に記載すべき。

海上の森以外の土地を2～3候補に挙げ自然環境について負荷の少ない方を選ぶべき。

会場をはじめから瀬戸市南東部と固定している点に問題がある。

対象地域「海上の森」周辺に限定せず、代替地を検討すべき。

海上の森の環境、動植物種、生態系への甚大な悪影響が明らかになった場合は、計画地を海上の森から他所へ変更すべき。

明らかに環境に影響が生じる場合には、他の場所に変更することで影響を回避できるような、代替地案を盛り込むべき。

代替地を含め、再検討すべき。

海上の森での国際博開催計画は中止して、代替地を探すべき。

万博そのものは反対ではないが、海上の森で開催するのは反対。万博は青少年公園等の他の代替地で開催すべき。

本事業によって減少する森林面積を近隣に代替地を求め、再生を計る必要がある。

代替候補地についての土壌・潜在植生などの調査を行うべき。

テーマの意味を尊重する限り、代替地を含む代替案は必要不可欠。

「複数案の比較検討」とあるが、この複数案の中に、海上の森以外の代替地も調査項目に入れるべき。

「複数案の比較検討」の中に予定地を含めた事業自体を再検討する趣旨が読みとれるようにすべき。

青少年公園を利用すれば、最も経済的で環境破壊をせずにすむ。代替案を提示すべき。

中部新国際空港からも近い木曽岬干拓地や西五区とかの代替地を早く選出すべき。

調査、予測の手法を検討して、代替案を作成するためのアセスメントを行うべきである。

代替地を積極的に検討すべき。いくつかの代替地のアセスも同時に行われるべき。

国際的に通用する理屈で代替地を含む案を作ってからアセスをやるべき。

調査範囲を拡大し、複数の代替案を検討する環境影響評価を実施すべき。

代替地のアセスも実施すべき。海上の森での万博は絶対反対。

代替地の調査も今から平行して行い、代替地アセスメントを実施すべき。

代替地を入れないアセスメントは世界のもの笑いだ。

海上の森ありきでなく、代替地案を含めたアセスメントを実施すべき。

瀬戸市民、県民に計画をきちんと公開し、アセスも一年かけてじっくりやりつくし、その上で他の代替地と比べてどうなのかというやり方をすべき。

代替地を考えに入れたアクセスを行うべき。

環境に影響大と出た場合には、海上の森以外の候補地を定め、分散型もあり得るアクセスをすべき。

他の代替地も併せてアセスメント調査を行うべき。

「ゼロ案」を含め、準備書に代替案を記載すべき。

環境に優しい万博をなるべく安くできる方法として代替地を探るべき。

代替地、代替案が示されていない。

パビリオン等建設費は青少年公園か陶磁器資料館、トヨタ博物館を利用すれば土地造成の必要もなく節税につながる。

貴重な動物や植物を守るため、代替地での開催を願う。(地域整備に対して提出された意見)

本地域全体を「自然保護区」として残すべき。

保護区区域の疑似体験が可能となる体験コーナーを代替地内に作る。

自然環境の再生を提案、適した場所を場外会場に整備し、数十年にわたって追跡調査する。

Aゾーンはエコライフモデルゾーンとして青少年公園へ、Cゾーンは緑化モデルゾーンとして陶土採掘跡地へ、

Bゾーンは里山体験ゾーンとして全面を保全地区とすべき。

自然を真に保全できるアセスメントの前例となるよう、命ある生き物たちや私たちの子供たちのために願う。

海上の森を保全する形での分散型開催を提案する。

2,500万人の利用圧の適正化のための回避・低減の措置として、万博に二重構造をもたせる。

現計画地の里山をモデルとし、このモデルから多数のコピーを周辺につくり、全体として万博の目的を達成するという「モデル・アンド・コピー」を提案する。

理想の万博として、名古屋か瀬戸の街なかに万博広場とホールを整備し、「海上の森」は体験・学習型の「自然史博物館」として、それらを一体のものとして環境問題のライブラリーとする(常設)。

現在の会場候補地の瀬戸市南東部は、

(一) 大都市機能が活用できる地域であること。(名古屋都心から概ね20km圏内)

(二) 将来の地域づくりについて戦略的なビジョンがあり具体化に向けた取り組みが進められていること。

(三) すでに交通基盤整備の計画があること。

(四) まとまった用地が比較的確保しやすいこと。

などを総合的に勘案して、平成2年に愛知県で選定されたものです。これに関して、近隣の県あるいは愛知県内の8市町村等から誘致決議が提出されています。

政府においては、本博覧会の開催申請に係る平成7年12月の閣議了解を行う際に、環境保全に配慮する観点から主要施設を整備する区域の縮小等の見直しを行った上で博覧会国際事務局(BIE)に開催申請し、平成9年6月のBIE総会において支持が得られ、開催が決定したものです。

こうした経緯を踏まえ、現在の会場候補地を基本として、通産省要領に基づき本環境影響評価を適切に実施していく考えであります。

また、国際博覧会の趣旨についてご理解を一層深められ、ご協力がいただけるよう、今後とも誠意をもって努力してまいります。

(2) 地域整備事業との連携に関すること

<ア> 連携の保障について

アクセス手続きと内容の両面で連携を保障するアクセスが求められており、計画書においても具体的な方向付けが必要。

万博アクセスは必ず新住事業、名古屋瀬戸道路のアセスメントと連携すべき。

地域整備事業と密接不可分の万博事業であるので、相互連携は重要であるが、住民の立場から見れば、どのように相互連携しているのか、今後どのように連携していくのかその実態が不透明。

連携の実態を明らかにするために欠かせないのは、全ての情報の公開と万博事業そのものへの住民参画である。

愛知県からは、名古屋瀬戸道路及び瀬戸市南東部地区新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価の実施に際しては、本博覧会に係る環境影響評価との連携を図る旨が表明されております。具体的には、愛知県及

び博覧会協会において、準備書の提出時期を合わせ、説明会等を合同で開催すること、全体として統一的な資料を作成して地元に分かりやすく提示すること、情報を共有しつつ環境保全の措置等を適切に講じること等により全体として適切な環境影響評価が行われることをめざしております。

実施計画書 P2 「長期的地域整備事業により整備される施設は含まない。」、「長期的整備事業を除く造成」、長期的地域整備事業とは別に必要なときは「地形の改変・樹木の伐採を検討する」とあるのは、連携の趣旨に反するものである。

実施計画書は、国際博覧会について作成したものであり、取り上げている事業の内容は博覧会協会が実施する博覧会事業について記載したところから、ご指摘の表現となっております。

なお、地域整備事業に係る事業内容の影響評価については、本環境影響評価との連携を図りつつ、それぞれの環境影響評価の枠組みの中で行ってまいります。

<イ> 総合アセスについて

先行都市計画を凍結し、複合事業を総合的に監視する通産省・建設省・愛知県を横断する上位の公開性の審査機関を設置すべき。

協議会の設置、資料を統一した上での検討調査の実施、都市計画手続きの一時凍結、都市計画審議会での意見表明・参加、資料は県のものを含め、公表とするなど、3事業連携したアセスを実施すべき。

最終的な自然環境への影響が、総合的に調査・予測・評価される仕組みになっていない。

全事業を一体評価した場合、自然環境に甚大な影響を及ぼすことがあり、三事業の総合的な評価が不可欠。連携を実現するため、調査の実施のみならず、予測評価においても一体のものとして総合的な評価を行い、適切な環境保全措置を実現すべき。

地域整備事業を含めた総合的な環境影響評価にすべき。

環境要素の区分が同じものは、3事業とも予測、影響評価、保全措置が同じになるように調整されるべき。

国際博覧会、新住事業、名古屋瀬戸道路は一体の事業であるため、個別ではなく総合でアセスを行うべき。

3事業は内容が異なる複合事業であり、3事業を総合した予測評価をすべきである。したがって、アセスの結論が出るまで、新住事業・道路事業の都市計画法上の手続きを一時凍結すべき。

万博開催に付随する事業のEIAをすべて今回の万博EIAに含めることが不可欠。

地域整備事業に係る環境影響評価は、本博覧会に係る環境影響評価とは別に、都市計画手続きの中で行われるものであります。しかしながら、事業地や環境影響評価の実施時期がほぼ同じであることから、愛知県及び博覧会協会において、統一的な資料を作成して地元に分かりやすく提示すること、情報を共有しつつ環境保全の措置等を適切に講じること等により、全体として適切な環境影響評価が行われることをめざしています。

関連事業と複合したアセスを行う必要がある。具体的には名古屋瀬戸道路、若宮八草線の万博開催時における交通量予測を行い、評価すべき。

広域的な環境影響を把握するため、名古屋瀬戸道路や東海環状自動車道等からの発生負荷を加味した上で、供用後の大気汚染物質濃度や環境騒音等の変化を検討すべき。

関連事業については、博覧会事業のバックグラウンドとして影響予測を行いました。

<ウ> 事業ごとの分担について

アセスの大前提となる地形改変について、3事業に共通な部分及び事業ごとの個別部分の時系列関係を明らかにすべき。

3事業の連携の具体的な中身がない。3事業連携の時間的前後と地形の改変場所が分かる図の作成など、情報の共有が必要。

アセス結果を計画に反映させる場合、地域整備事業の造成地、ゾーニングのあり方とも深く関連するので、計画書においても関連を明確化すべき。

本博覧会は、地域整備事業により整備される基盤を先行利用して開催するものであり、土地造成基盤整備に関する影響予測は基本的には地域整備事業において行われるものであります。

しかしながら、博覧会開催時の影響予測については、環境影響評価の連携の観点から統一的な資料を作成し、

情報を共有しつつ環境保全の措置を適切に講じること等これら環境影響評価の連携の観点から、影響予測に必要な基盤整備の情報の提供を得て、本環境影響評価の中で取り上げています。
なお、事業毎の関係については、統一的資料において説明することとしております。

4. その他

<ア> 地域整備事業に関する事項について

新住事業・瀬戸道路も万博のアセスの結果に従うべき。

名古屋瀬戸道路はアセスの結果によってはルートの変更をすべき。

新住宅市街地開発事業はアセスの結果により中止すべき。

新住事業、名古屋瀬戸道路は、アセスの結果によって予定地を変更、事業を中止する。

万博と同じ新アセスとすべき。

関連事業も新法のアセスメントで行うべき。住宅事業を先行させるような、国民を欺くようなことは絶対に止めるべき。

名古屋瀬戸道路や新住宅市街地開発事業の場所も含めて、環境アセスメントを新法で行わないと、万博会場地のみではおかしい。

万博が新アセス法の趣旨を先取りしてアセスをするといっても、旧のアセスでやる新住と道路計画で会場が破壊される。

新住事業、名古屋瀬戸道路も同じ新法でのアセスメントとすべき。

名古屋瀬戸道路、新住事業は博覧会テーマを軽視するものだ。

万博会場の造成を行う愛知県の都市計画の環境影響評価に「環境万博」の理念を徹底させるべき。

「新住宅事業」の実態を県民に対して正確に周知徹底させるべき。

万博後の新住事業において、人工裸地の緑化対策として、市民参加で森を育成するプロジェクトを作るべき。

名古屋瀬戸道路の名前を万博アクセス道路として書くべき。

全国的にも騒音基準を達成している所は1割にも満たないというのに、アクセス道路とはいえ155号線があるのだから勝手に道路を作るな。

新住完成後に一年間に365万人の来訪者が可能な「ビッグな環境万博記念公園」を完成させる為の課題を検討し調査すべき。

活断層の上になぜ、恒久的な住宅地を建設するのか、全く不可解である。

「湿地ある沢(小流域)の評価方法」に客観性はあるのか。

ランクABCの定式化と「種の多様性の指数」とどのような整合性があるのか。

県民合意による確認がない限り「種の多様性の指数」は容認できないが、それでもこの算出方法を固持するのか。

ご意見の趣旨につきましては、地域整備事業を所管している愛知県にお伝えいたしました。

また、地域整備事業とは環境影響評価の連携の観点から統一的な資料の作成や情報を共有しつつ環境保全の措置を適切に講じることとしております。

<イ> 関係機関への要望について

通産大臣は、専門家による検討会を設置し、検討内容を公開すべき。

環境庁中央審議会の下に三事業を審査する「特別審査会」を設置すべき。

知事意見形成は、第三者機関による検討委員会を組織して意見を聞くべき。

愛知環状鉄道の代替案として、地下鉄桜通線野並駅から名鉄豊明駅までの延伸工事を行い、その間にできるみどりが丘駅をパークアンドライド、ライドアンドライドの拠点とする。

上之山町にはインターチェンジは不要。

「上之山町3丁目」を住居地域として扱うべき。

地域の類型指定の見直しをすべき。

愛知県は同入口近くの沢で石積み工事を敢行しているが、蜚の群生地でもあったところで、なぜここを敢えて工事施工したのか。

愛知県は会場予定地内の赤池一帯の土地を桑原元知事の時代に購入に至った経緯と根拠を開示すべき。

旧市内整備が第一である。

山地部に生育するスギ、ヒノキの人工林は、日本博覧会の開催地決定直後から放棄され、現地点では、“荒れた山”のイメージがある。

ご意見の趣旨につきましては、関係機関へお伝えいたしました。

<ウ> 準備書関連について

準備書は従来のスタイルを改善し、一般市民にとって公正でわかりやすいものとする。

準備書では環境団体と論議できる共通の検証方法を用意すべき。

準備書には住民意見を反映すべき。

準備書の作成に当たっては、実施計画書に寄せられた各種意見について十分な検討を行うとともに、構成や記載方法等について、住民にわかりやすいものとすることを念頭に置き検討しました。

なお、準備書に係る手続きとしては、通産省要領に基づき公告縦覧や説明会の開催、住民意見の募集があり、これらを通じて住民や環境団体の皆様方には準備書の内容について精査いただけたと考えています。

長期の研究・調査の重要性について、準備書に銘記すべき。

会場候補地に係る環境保全に関する長期の研究については、環境影響評価とは別の見地から検討されるべきものと考えております。

問答無用式の準備書の作成と形式的な追跡調査は実施すべきではない。

万博特別措置法の付帯決議から、「住民参加の充実」による問題提起型の準備書、評価書を作成する意思を表明すべき。

準備書の作成等については、環境影響評価法の趣旨を踏まえた通産省要領に基づき、適切に実施しました。

準備書におけるスクリーニング及びスコーピングには、例えば名古屋瀬戸道路の関係者と公開された協議を含めることが必要。

準備書の作成に当たっては、愛知県と情報を共有しつつ緊密な連絡調整を図りながら、作成等に努めました。

意見書の結果を踏まえ、関係者との協議を行い、準備書の段階以降の対象事業、対象要素、対象範囲を拡大し、実際の影響範囲と整合させることが必要。

通産省要領に基づき準備書を作成した後は、縦覧や説明会の開催、意見書の募集、愛知県知事への意見照会等を行い、その結果、必要に応じて、準備書の記載事項について修正等を行ってまいります。

<エ> その他

項目等の選定にあたり通産大臣に技術的な助言を求めるべき。

環境影響評価の項目については、環境影響評価法の趣旨を踏まえた通産省要領に基づき、通商産業大臣に対し技術的な助言を求めており、求めた事項は準備書中に記載しております。

会場周辺自治体(市町村)の協力体制を拡大させるべき。

過疎化対策のモデルケースとなる。

海上の森のいくつかのコースにわかりやすい標識を完備すべき。

本博覧会の開催準備を進める当たり、ご指摘の趣旨にも留意してまいります。